

第 1 回世羅町議会定例会会議録

令和 5 年 3 月 7 日
第 3 日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和5年 第1回世羅町議会定例会 (第3号)

令和5年3月7日
午前9時00分開議
於：世羅町役場議場

第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 睦 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 石 ヶ 坪 洋 史	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 山 名 智 並	健康保険課長 官 崎 満 香
障害者支援係長 山 崎 理 恵	産業振興課長 山 口 徹
商工振興課長 前 川 弘 樹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 和 泉 秀 宣	せらにし支所長 山 崎 誠
教育長職務代理者 杉 原 正 典	学校教育課長 平 尾 浩 一
社会教育課長 荻 田 静 香	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局 長 黒 木 康 範	書 記 迫 林 威 宏
嘱託書記 貞 光 有 子	

令和5年第1回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和5年3月7日】

順番	質問者	質問事項
1	10番 久保正道	1 農業関係の物価高騰に対応する対策は
2	6番 田原賢司	1 公営企業会計について 2 用途区域内の狭隘な町道や排水路の整備について
3	7番 藤井照憲	1 田んぼの将来像をどうするのか 2 地域再生のカギは
4	3番 上本 剛	1 町のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進は 2 保育の今後は

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 昨日に続いて、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、農業関係の物価高騰に対応する対策は 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） はい、10 番。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 皆さんおはようございます。3年前からの新型コロナウイルス、そしてまた昨年発生した高病原性鳥インフルエンザ、職員の皆様には非常に献身的に仕事に従事していただきましてありがとうございました。おかげで新型コロナウイルスも昨日のニュースでは広島県では100人を割った状態になってきております。非常に喜ばしい、皆さんの努力のおかげとワクチン接種の結果だというふうに捉えております。

そしてまた鳥インフルエンザでは県職員、多くの方の防疫従事をしていただいて、そしてまた近隣市町から応援もいただいておりますし、そして自衛隊、町の職員さん、多くの方に携わっていただきまして、鳥インフルエンザも世羅町で5例発生しましたが、今のところその次の感染もなく、収束をしてきているというふうに思います。

せらにシタウンセンターにおいては毎日15、16台の大型バスの来庁によって県職員さんの輸送、そういったことをしていただいておりますし、テントでの寒い極寒のなかで県職員さんの防疫の姿を見て非常にありがたいなというふうに感じております。24時間体制での防疫でありますので、お疲れのことだったと思いますが、ありがとうございました。お世話になりました。

今日、通告をしております1問を質問させていただきます。私は農業関係の物価高騰に対応する対策はということで質問させていただきます。

ロシアのウクライナ侵攻から1年が経過し、また、新型コロナウイルス感染

症が日本で確認されて3年が経過しました。この様な背景による世界の経済は昨年来世界的にインフレ、物価高、円安等により疲弊していると言われていす。輸入の多くを依存している我が国日本においては、半導体・原油・天然ガス・食料・木材・鉄鋼・肥料・家畜の飼料など数多くの分野において展開されていますが、殆どの分野で物価高に悩まされ農業者はその対応に苦慮苦戦を強いられています。世羅町の基幹産業である農業者がいくら励んでも米の価格は下降線をたどり、30 kgの農家の売り渡し価格は広島県の最低賃金1時間当たり930円の7時間分弱であり野菜・花卉・畜産においても価格には反映されていない現実があります。

水稲栽培・野菜栽培・花卉栽培・果樹栽培においては、耕畜連携に取り組まれ畜産堆肥を有効に利用されている農業法人も徐々に増加していると伺っていますが、栽培に必要な肥料成分を全て満たすことが難しく化学肥料の補いも必要となります。最近の化学肥料の価格の高騰は激しく農業経営の圧迫は厳しいものがあります。畜産経営においても購入飼料の殆どを外国に依存している状況において大国の買占めや気候変動による作況指数の減少、ロシアのウクライナ侵攻による貿易の不通、加えて円安の長期化など多くの要因による物価高が続いている現実があります。このままでは、農業を継続する方が経営を断念せざるを得ない状況になるとあるメディアで報道されていました。世羅町は基幹産業が農業であると町長は折に触れ挨拶の中で表現されていますが、農業の身近な実態を町の施策の中で如何にしてサポートしていくのか、県・国に対して如何にして窮状を伝えて農業者に寄り添う対応をされるのか次の項目について質問します。

1点目として肥料・農薬・農業資材・畜産飼料の価格変動をどの様に把握され経営に対する効果的な経営指導と対策、対応としてどのような考えをされているのか伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。10番 久保正道議員の農業関係の物価高騰に対応する対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず冒頭申していただきましたように鳥インフルエンザの関係についてはで

すね、多くの方にお世話になりました。改めてありがとうございます。先ほど来、基幹産業、農業の関係で世羅町の姿勢について問うていただきました。まず今回物価高騰の施策、さまざまに国もいろいろと仕組みを作っていたのではおるものの、農業者にとってはこういった資材高騰、肥料高騰、かなりの部分で圧迫がきております。

価格変動についてのお答えをさせていただきますが、農林水産省が毎月公表しております「農業物価指数」でございますけれども、今年の1月末に公表されたものを見ますと、令和2年を100とする指標で、肥料は130.5、農業薬剤は102.8、資材全体では116.6、飼料につきましては138.0となっております。一方、農産物の価格につきましては全体で101.4とほぼ横ばいございまして、資材高騰が価格に反映されず、農家の負担が大きくなっているものと認識をしております。

町といたしましては、こうした状況に対応するために、国の交付金を活用して、昨年度、令和3年度につきましては、「世羅営農継続支援金支給事業」を行いました。本年度、令和4年度につきましては「世羅町燃料・資材等高騰対策営農支援金支給事業」、並びに「農業経営収入保険助成事業」を緊急対策として実施してきたところでございます。

今後におきましても、ウクライナ情勢や円安等の影響により、こうした状況が続くものと認識しており、引き続き国の交付金等の財源が見込まれる場合は、農業支援策を検討してまいりたいと思っております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） ただいま町長の答弁では農林水産省の物価指数によって答弁されましたが、私が調べた数値では、これは対象年度が令和2年の比較というふうに町長おっしゃいましたが、私は令和元年の数値での比較をしてきました。私が調査した近隣の最近の身近な農家が利用される販売組織、商店の2月の数値、先ほど言いましたように、令和2年度と令和4年度の比較、令和4年度は春肥でございますが、元肥では上昇率が150%、追肥においては109%、一発肥料においては93から80%くらいの高騰、そしてまた除草剤においては、農家には除草剤は必要な資材であります、17%から32%の上昇率と

なっております。昨日の同僚議員の方の質問に答えておられますが、農林水産省補助制度を活用するというふうにおっしゃいましたが、上昇分の70%の補助があると答弁されました。この制度を受けようとする申請者があまりにも少ない。80件余りでは、これは決して効果がある状況ではないと私は思います。これに対する啓発が十分であったのかということもありますし、申請において高齢者の農業者が多いわけですから、その申請の手続き、このようなことでどのようなサポートをされてきているのか。そのようなことを危惧するわけであります。

米価は年々減少しております。去年は1類1等で5,800円。このような米価ではありますが、これも年々下落傾向にある。物価は上がっても米価は下がってきている。このような状況を70%の上昇率分をカバーするというだけで足りるのかどうか。このところをお尋ねします。前向きに検討し、対策を講じるべきであると思いますがその考えはいかがでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それではお答えいたします。議員のご指摘なり、ご質問のまず私どもの調べによります物価指数についての上昇と、議員の調査いただいた上昇では議員のほうの調査のほうが高いかなというふうにお聞きしております。ただいずれもですね、高騰していることについてはですね、同じということで、私どもも随分高騰してきていることについては認識しております。

そういったなかで町長の答弁にもありましたように、国の制度によってですね、肥料高騰部分については、制度の利用をいただいたというふうにご答弁させていただきましたものでございますが、国の制度によります肥料高騰分の70%の補助と周知と、申請の手続きについてどうだったろうかということでございますが、周知につきましては、まずこの制度、取組まれたのがですね、JA、または飼料販売店、販売会社等が窓口になって取組まれた事業でございます。そういったなかで私どもで聞いております周知はですね、JAさんにおかれましては町内2か所で説明会をされております。これは町のほうも場所等の準備等ですね、関わらせていただきまして、そういったところで説明会をされてで

すね、その後申請を受けられたということでございます。ただ申請の手続きにつきましてはですね、中身がどうであったかについては、大変申し訳ないんですが、事業主体ということでなかったために、そこら辺の詳しい申請の手続きについては把握できていないものでございます。ただ昨日、町長の答弁のなかでもあったと思いますが、申請等もですね、聞いたところによりますと確かにむずかしい部分があったということは私どもも聞いております。確かにですね、これに限らず、国等への申請のものというのはですね、なかなかむずかしかったりですね、どうしても書類等が確実にないといふと県へ提出できないといったようなものが多いというふうに思っておりますので、思っておりますとか、多いので、そういう点では農家の皆さんにはご苦勞をかけたであろうというふうには考えるところであります。そういったところも理由になって74件、これが少ないのではないかとということで、これについては決して私も多いとは思っておりません。よそだから知らなかったということでは勿論ないんですが、その辺がですね、JAさんとは話はしながら進めてまいりましたけど、基本的にはおまかせしておいた事業でございますので、なかなか町として新たな周知というのはできていないというところでございます。

併せてですね、米の価格の下落、今後も続いていくだろうということでございますが、確かに横ばいしないしですね、下落していると。これが上がっていくだろうとはなかなか私どもも考えにくいというふうに思っております。そういったなかで物価上昇は、たぶん今後もですね、まだ世界的な情勢をみるとですね、続いていくだろうと思います。そしてまた農業においての、農業だけではありませんが、資材、燃料も高止まりのままですね、しばらくいくのではないかとというふうに考えております。そういったなかで70%の補助で足りるかということでございますが、これにつきましてはですね、先ほどの町長の答弁にもありましたように、町としては今、2年度続けてですね、国の交付金を活用するなかで、農業でできる部分ということでですね、営農の継続支援金、併せてですね、今年度は燃料資材高騰対策の支援金という形で、また収入保険の助成も併せてですね、何とか支援ということでやってきたところでございます。これが果たしてきっちり足りて農家が楽になっていったじゃないかというふうにはなかなか見えて来ないというのも現状ではございますが、町としてですね、

財源確保のなかでできる範囲のしっかりした支援はしてまいりたいというふうには考えているところでございます。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） J Aが主導的にやった説明会等であるので、町は直接は関与していないという課長の答弁でありましたが、70数件、80件に満たない状況のなかで、産業振興課としてこれでいいと思われるのかどうか。思われないのであれば、どのようにして農家にこの70%が行き届くやり方はないかというふうな対応を考えられたことがありますか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 今回の国の制度によります肥料高騰の支援策でございますが、これについて、途中途中でですね、申請状況等も確認すればより町としても具体的な動きができたのではないかというふうに今、思っておりますが、町としてはですね、町の支援という事業のほうで進んでおったところもありまして、これについてはですね、J Aさんと先ほど申しましたように話はするなかでは、話しはしておりましたが、町としてそれを主体的にですね、周知はできていなかったというものでございます。決して少ないのでそれはそれよとは思っておるところではございません。申請の方法を変えるというようなことはもう国の制度として動いておりますのでそれはむしろかしいと思っておりますので、こういった事業につきましてですね、改めてこれは農協さんだけではないんですが、町がすぐ連絡とれる、連携とってやっているのはJ Aさんでございますので、改めてJ Aさんともですね、この申請についてのお話し等はさせていただいてですね、今後少しでも増えるようにということには必要ではないかというふうに考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 今のところ直接関与していない。無関心であったというふうに答弁されたように思います。これをですね、昨日の答弁にありましたように、マイナンバーカードの申請にあたって、町自ら出向いて受付をし、申請

手続きを行ったということを聞かせていただきました。やはり農業もですね、このような出向いてですね、何か所かへ出向いて申請手続き、そういったことを親切な対応をすることも一方ではあるのではないかと思います、このことについてどうですか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えをいたします。昨日のマイナンバーカードの交付率がずいぶん良くなったということで、それまでが低かったのではないかとということで私も改めて反省しておりますが、それはそれとしてですね、確かに出向いて行うのは非常にいいことだと思います。昨日町民課長も答弁しておりましたが、出向いてやっているというのが確かに効果につながってきているというのは議員のご指摘のとおりだと思います。同じようにですね、産業振興課としてこの事業について出向いてするべきではないかというふうに考えたところですね、確かに出向いてすべての農家を回ればですね、それはたしかに効果は出て来るとは思いますが、いろんな事業を展開するなかで、すべての事業において出向いて回るといのはなかなかむずかしいところもございます。事業内容によってですね、出向いて行かしていただいたほうがいいものについては当然、出向いて説明をして回っておりますし、どうしても申請主義の場合ですね、皆様のほうから会場のほうへお出でいただくということもやむを得ない部分があるやには思っております。ただおっしゃっていただきましたように、他のJAさんが窓口だから無関心ということではございませんので、今後同じような事業、こういった事業、今後もあるかと思えます。そこらはですね、他の窓口のある場合でも、町としてですね、周知も含めて親切丁寧に説明できる部分はさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） あまり積極的でないという答弁のように私は受け取りました。

次に移ります。2項目目として昨年12月議会においてコロナ関連で水田面

積 10a 当たり 2,000 円の交付金の制度を創設していただきました。水田活用している農業者には有難い救いの一步でありました。引き続き更に踏み込んだ同様の制度を期待しているのですが今後の取組みと、その考えをお聞かせください。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 2点目の「農業者への交付金制度の今後の取組みと考えは」についてお答えいたします。

1点目のご質問の際にも触れましたように、昨年度から今年度にかけて実施した事業については、国の地方創生臨時交付金を活用したものでございます。そうした財源を活用した支援策についてはですね、当然今後も検討する必要があると認識しております。一方、国が行う事業においても、今年度は農協等、先ほどの答弁でも申しましたが、農協等が窓口となって実施されている「肥料価格高騰対策事業」等がございます。こうした事業に農業者の皆様が円滑に申請できるよう、情報の収集・発信、申請手続きの支援等を行うことも積極的に関わられる部分に関わって行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 先ほどの答弁とは、ちょっと打って変わったようなことでございます。申請手続きの支援等を積極的に行ってまいりますというふうに今回答弁されました。このようなことはですね、事態がずっと変わってきておるわけですから、常に農業に限らずですが、町職員、担当者、課長も筆頭にですね、ずっと流れを見ながら状況見ながら何とか打つ手がないだろうか、対策はないだろうか。そういったことを考えていくのが日常の仕事の在り方だと思うのです。そのようなことを考えておられるのかもしれませんが、引き続きですね、積極的に一步一步前向きにですね、取組んでいただきたい。そしてまた本年2月に高病原性鳥インフルエンザ対策のなかで制度新設をされたようにですね、これは2,000円の助成制度、申請する町としての臨時交付金制度を検討していくことを提言するのですが、その考えは。また答弁にもありましたが、情報の発信、申請手続きのサポートにも積極的に大に行う必要があると思

ます。このような事態を問題として眺めるのではなく、担当課として取組む姿勢を常に持っていただきたい。このように感じるのですがその考えを改めてお聞かせください。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。ご指摘、ご質問いただきましたようにですね、鳥インフルエンザのときの支援策におきましても、また町の対応におきましてもしっかりと取り組んできたというふうには思っているところでございます。またですね、農業施策の支援、昨年度と今年度の2つの支援を行ってきたところでございますが、新たなそういった支援についてどうかということであるかと思いますが、当然、先ほど申しましたように、まだ資材、燃料、肥料も勿論、そういったものも高止まりしております。これはまだ当分続くというふうに考えておりますので、新たな支援についてはですね、当然今後も検討していく必要があるかと思えます。ただ昨年度も、前もそうでございますが、今年度も昨年度もそうでございますが、国の交付金を利用させていただくことができたということがございますので、当然そういったような新たな財源等もよく見ながらですね、これ町全体へやっぱり使っていくものであると思えますので、そのなかで農業としてはしっかりとそれをいただいてですね、そういったチャンスがあれば新たな支援策も当然検討していく必要があるということで、取組む姿勢もですね、前向きにしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

○10番（久保正道） はい、議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 新たな支援策も積極的に取組む必要があるという答弁でありましたので、次の質問に移ります。

本年1月に議会から要望した高病原性鳥インフルエンザに対する支援制度を早速設けていただきましたが、今後の経営指導と対策と、そして対応をどの様な考えをされているのか伺います。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは3点目の「鳥インフルエンザにかかる、今後の経営指導と対策と対応をどのように考えるか」についてお答えいたします。

議員のご質問にありますとおり、関連事業者様への支援策を臨時議会において可決いただきまして、事業実施を進めているところでございます。

発生農家の経営再開に向けましては、国の手当金等がございますが、そうした資金面以外においてもですね、早期に事業が再開されるよう、畜産事務所や全農等の関係機関と連携してですね、調整会議を随時行うこととしております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 国と連携してあるいは県と連携してという定番の答弁がありますが、世羅町は採卵鶏農産品の販売額が全体の40数%を占めていると昨日答弁をされました。一刻も早い経営の安定を図る必要がありますが、半年から1年間の期間が必要のようであります。世羅の卵は県内は勿論ですが、関西圏の大都市にも大きく販路があり、販路を絶やすわけにはいきません。可能な限り行政として基盤安定に努力を惜しまないように、町長筆頭に取り組んでいただきたいと思っております。世羅町においては、昨年まで採卵鶏が142万羽余り、肉用の鶏が9万羽余り飼養されておりました。142万羽の採卵鶏の内、約半数が今回の鳥インフルエンザにかかり、殺処分をされてきたわけでありまして。そうするとですね、50%ダウンというふうな単純な計算でなろうかと思っております。非常に農家にとっては深刻な問題であります。きめ細かな対応、対策を町だけではできませんので、国・県とともに取り組んでいただきたいと思っておりますが、その考えをお聞かせください。

1年、あるいは半年、ずっと自然にまかせて流すのではなくてですね、対策を講じて1年、半年を迎える、このようなことが必要であると思っております。対策を講じないものには結果が出ない。このように結論付けてもいいと思っておりますので、その取組みを、考えを教えてください。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。この度の鳥インフルエンザに

よりもす養鶏事業者様、また関連事業者様、たいへんな損害であり、被害をお受けになった中で、養鶏事業者様におきましてはですね、現在当然、再開に向かってですね、たいへんな中、努力をされているというふうに伺っております。

まずそういった取組みの中で町が行ってきたことといたしましては、当然、先ほど議員の1問目の最初にですね、お話しいただきましたとおり、殺処分から防疫完了まではですね、県、関連事業者様、国、他市町、町もですね、一緒になってやってまいりました。いったんそれが済みましてですね、今度は再開に向けてという中では、なかなか町としてもどんどん支援していくことはなかなかむずかしい中でございますが、現在ですね、各農場におかれまして再開に向けてですね、県、また関係機関と一緒にですね、再開に向けての協議を持っております。勿論その中へはですね、町も参加しまして、どういった形で再開に向けて農家さんが進められるのかといったようなところと一緒に中へ入らせていただいでですね、取組んでいるところでございます。そういったなかでご指摘いただきましたように早くて半年、場合によっては1年先になるというような状況も見えてきております。そういったなかで町としては先ほど言いました再開に向けての協議にもしっかりと参加するなかで、町が何ができるかということを見出していく必要もございます。そういったなかで、やはりこれは再開に向けてはですね、県の指導がやはりかなり重要になってまいります。この再開に向けての期間がかかる理由のひとつとしましては、まだ防疫後のですね、厳しい検査、そういったのがですね、まだ半年近くかかるというふうに聞いております。そういった検査をクリアしてですね、最後は国に協議を挙げて合格した後に、やっとなんを入れられるというところも聞いておりますので、まずは県を中心にですね、そういったところが少しでも早く再開できるように取組まれていくというふうに聞いておりますので、町もですね、県と連携をとりながら協力できるところをしっかりと協力して、最後に議員がおっしゃっていただきました対策をして次に向かうというのはもっともだと思えます。次のまたそういった時期にですね、次が発生するようなことがないように、これもですね、やはり防疫専門の県を中心にですね、どういった防疫をしていくのかというところをしっかりと話をして農家さんへついていくということを、であるというように考えておりますので、関係機関しっかりと協力しながら、今後の早期再開と次のまたそういった次期ですね、再発防

止、これをしっかり務めてまいりたいと思います。

○議長（米重典子） 恐れ入ります。ここでマイクの不具合がありますので暫時休憩といたします。

暫時休憩 9時40分

再開 9時50分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩前の10番久保正道議員の質問に対する答弁を再度許します。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私から先ほど暫時休憩前の答弁での充足答弁を行わせていただきます。マイクの不具合もございましたけれども、先ほど担当課長からの答弁の内容についてポイントを絞って充足をさせていただきたいと思えます。

10番 久保議員からのご指摘、これは鳥インフルエンザの影響を受けて現在難がいなく、その経営が回復に向けて尽力、また取組まれておるところをしっかりと支えていく必要があるという指摘をいただいたところであります。各農場におきましてこれからの回復に向けてのスケジュール等、国・県・町との協議会でしっかりと論議をしているところでございますが、まだまだ回復に向けては現在まで経験したことのない事象もございます。新たな対応が求められる点も出て来ると考えるところでもございますし、その回復に向けてしっかりと町が一番近い立場として支え、それをサポートしていくことが必要であると重く受け止めております。引き続きご指摘いただきますように回復に向けてしっかりと道のりがたどっていけますように、町、担当課、主力として取組んでまいりたいと考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） しっかりした対応をお願いし、期待をするわけではありますが、私が思うにですね、今まで産業振興課で対応をされてきた、あるいは答

弁をされてきた中でですね、ウインドレスの鶏舎、そこで発生したというのが非常に私は残念なことに思うわけです。なぜかと言いますと、外部からの遮断をするウインドレスでありますから、それが鳥インフルエンザを運ぶ水鳥の渡り鳥、あるいは渡り鳥に限らずずめ、そういったものにもあるかもしれませんが、それとねずみというふうに言われております。それがですね、ウインドレスの鶏舎に発生したというのは何が原因なのか、ここをきちんと究明する必要があると思うんです。原因をですね。そのなかでまた今度は発生してその対策を考えるのでなくてですね、発生しない対策を考える、取組むということが必要になるわけです。そこでですね、ウインドレスで何が問題であったか。入口、そういったところをですね、今、たとえばエアシャワーとか、細霧シャワー、あるいは入口の靴の洗い場、そういったところとですね、ねずみとか、渡り鳥、そういったものが入らない対策。そういったことも講じる必要があると思うんです。そういった検討はされていますかどうか。その原因究明をしてくているのか、どうか、そこを伺います。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） ご質問いただきます、今回特に発生がありましたウインドレスの鶏舎の原因でございますが、これはあくまでも町が今までの会議とかですね、住民説明会等で県からお聞きした範囲であるということでございますが、県の説明によりますと発生した後にはですね、国の調査、専門が入りまして、現地の調査も行っておるようでございます。そういった中で本年度においては全国的に鳥インフルエンザが流行すると、また始まりも早いということで、広島県も9月、10月初めからですね、各農場へ、防疫に対しては、通常のレベルの何倍というような防疫対策をとるようという指示で、各農場もですね、石灰等、それから消毒等もですね、通常よりかなりしっかりした対策をとられていたというふうに聞いております。そういった中でウインドレスの発生につきましては国の調査のほうもですね、今のところですね、原因不明ということで帰られているというふうに聞いております。農家の皆様、当然たいへんな被害になるということがわかっている中で相当な対策もされてきておられたということです。今回世羅町内で発生しましたどの農家もですね、正直

言いますと、非の打ちどころがない防疫体制をとっていたというふうに説明をされておりました。それでも起きたというのはですね、これはもう原因が今、わからないとしか言えないというのが県の説明でございました。そういったなかで当然県・国においても、今後ですね、全国的でございますので、ウインドレスの鶏舎での発生の原因については今、当然調査後の原因究明をですね、行っておられると思います。それに伴った今後の発生の対策というのもですね、当然新たな発生の対策を講じられるというふうに考えておりますので、町としましてもですね、そういった情報をしっかり収集するなかでしっかり連携をしていきたいというところでございます。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 防疫対策をきちっと講じていたということではありますが、皆様ご存じの京セラの稲盛和夫さんという立派な方がおられたわけですが、昨年亡くなりました。この方の会社を運営するひとつの基本として社員全体が同じ方向に、同じ考えで向く。そういったことをですね、常に社訓、会社のきまりとして持っておられたと。4つの考えを社員全体に浸透させていたというふうなことが言われています。そのことはですね、養鶏の携わっている従業員の方、そういった方にも、たとえば消毒、消毒の基本でどういったことをすべきかと。新型コロナウイルスのようにですね、マスクを着用したり、あるいは手指の消毒をしたり、そういった基本的なことを皆さんがやっておられたのかどうか。私がそういう細かいことはわかりませんが、そういった基本的なことを従業員の方に浸透させていただく。こういったこともですね、やはり農業指導をしていく東部畜産指導所、それから町の職員、そういったことにあたられる方もですね、共有をして同じ方向へ向いていただくということが必要になるのではなかろうかと、私、感じておるわけですが、そういったことの原因究明を国がしているということですが、そこらの共有をされる機会を設けることはありますか、どうでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 今回の原因からのですね、ご質問だと思います

が、最初にご指摘いただきました農場従業員の皆様の防疫等についてもですね、この度発生した中ですね、きっちりいわゆる消毒も服装、そういった防疫についてはきっちりやっておられた。これはしっかりした体制のなかですね、どの農場におかれてもですね、やられていた中で発生しているということでございます。何と申しましても、一番被害を被るのは自らの農場でございます。そういったところで社長様中心に従業員の皆様同じ方向を向いてですね、例年もそうでしょうが、今年度についてはより厳しくですね、やられておられたというところは伺っておるところでございます。そういったなかで、原因が今後、新たな原因がわかったなかで対策が出てくればですね、当然、畜産事務所、県を通じてですね、町のほうへも情報提供等あると思います。そういったなかで先ほど言いました再開に向けての会議等も行っておる中でございますので、当然情報共有してですね、今後より原因がわかった後にですね、それに対応した対策を農家の方にやっていただくというのは、十分その辺も共有してまいりたいと思います。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） しっかりと対応していただきたいと思います。

次の4問目に入ります。先般報道番組のテレビを見ていましたら、酪農家の経営者のコメントがありました。

「乳価の下落により頭数を国の方針により削減したが、乳価は回復していない。飼料は高騰し酪農を諦めて廃業する同業者もいる」と言われていました。行政の政策に翻弄されているとも話されておられました。世羅町においても酪農経営・肉用牛生産経営・養豚経営をされておられる方もおられますが、今後の経営指導、対策と対応をどの様な考えをされているのか伺います。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは4点目、「酪農経営・肉用牛生産経営・養豚経営にかかる経営指導、対策と対応をどの様に考えるか」についてお答えいたします。

畜産農家への支援策としましては、昨年度に「世羅営農継続支援金支給事業」

を実施したところでございます。国におきましても畜産農家への緊急支援策を進めているところでございますが、ウクライナ情勢に伴う穀物価格の上昇等によりまして、配合飼料価格が上昇しており、依然として、畜産経営を圧迫しているものと認識しております。

こうした状況に対応するため、国においては、生産者による、生産コストの削減や飼料自給率向上の取組みを進めようとしているところでございます。

町におきましても、耕畜連携による地域内での飼料供給体制の強化や、畜産クラスター事業の活用による生産コストの削減の取組み支援を行ってまいりたいと考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 町においては昨年の数値で乳用牛2,035頭、肉用牛2,796頭、養豚1万8627頭、採卵鶏におきましては142万190羽、肉用鳥9万104羽、その他綿羊、羊などが飼育されております。

先ほども質問の中で申し上げましたが、テレビの番組、これNHKであります、クローズアップ現代の番組で放映されておりました北海道の酪農家の悲痛な訴えを見て現実を改めて知らされました。1問目の答弁にもありましたが、牛の飼料価格は138%余りで上昇している現実があります。酪農経営するなかで、乳量の余剰現象による価格維持をするために搾乳した乳を水路に捨てさせられた挙句、国・県の指導で頭数制限を余儀なくされた。そして昨年から農耕飼料の高騰が激しく経営が立ち行かない。雌牛に子どもを産ませて雌牛が生まれたら後継牛として農園で飼育をし、雄牛が生まれたらすぐ肥育業者に販売していたが、以前は雄牛の濡れ子、濡れ子というのは生まれてまもなくの牛のことであります。を10万円以上で取引をされていたが、近年の飼料価格の高騰により買い手がつかない状況にあり、買ってくれても1頭500円から1,000円である。買い手がつかなければ殺処分して埋設しなければならない。知り合いの酪農家の友達も酪農をあきらめて廃業する人もおられると。以前は規模拡大を進めておきながら乳量が余るために現象として頭数を減らす指導をされてきた。飼料価格の高騰により経営が立ち行かなくても手を差し伸べてくれない。国・県などにことごとく翻弄されてきていると。まさに悲痛な声であ

りました。飼料価格高騰による

○議長（米重典子） 久保議員、恐れ入りますが、質問の要旨を少し簡潔にまとめて言っていただければと思いますが。

○10番（久保正道） もう終わりますよ。飼料価格高騰による対策を考えるべきであると思うが、その考えは。そしてまた問題意識は持っているのか担当課、町の考えを伺います。

○議長（米重典子） 残り1分です。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。議員のご質問にありましたNHKの番組でございますが、私はですね、同じ番組ではないと思いますが、ニュースの途中の特番でですね、私も見させていただいたところがございます。まさにですね、ご指摘いただいたとおりでございます、そういったなかで先般、町内ですね、酪農家のほうへお邪魔する機会がございまして、まさに今の現状、現場での話をですね、お聞かせいただいたところがございます。まさにニュースでやっているような状況のお話しをいただきました。そういったところで当然、問題意識というのは持っております。そしてじゃあ、何を取組んでいくかということが重要になってまいります、先ほどの答弁で申しましたように、農業全般でも言えることでございますが、何等かの支援を当然、今後も検討していく必要があるだろうと思っております。繰り返しの答弁になるところもございますが、来年度においてもですね、新たな財源がどうかという様子を見ながら、そういった畜産農家への対策もですね、しっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 次の質問に移ります。県・国などに対して町または県全国農業協同組合連合会、県内町長会、市長会に呼びかけて連携して要望活動する考えは。特に三次市三和町にも発生しております。県内で2市町がこの鳥インフルエンザの発生した町でありますから、最低限2市町へ、県へ対してあるいは国へ対して要望活動していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 5点目の「県・国などへ対して要望活動する考えは」についてお答えいたします。

現在の農家を取り巻く経営環境につきましては、国際情勢や、鳥インフルエンザ等の全国的な防疫上の課題によるところが大きく、町単独での解決が難しい内容もございます。

議員からご質問いただいておりますとおり、あらゆる機会を通じてですね、国や関係機関などへの働きかけを引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

鳥インフルエンザ等の特に要望につきましてはどういった三次市も含めてというご質問でしたが、どういった形が一番望ましいかも考えながら、また県への要望等も検討していく必要があるかというふうに考えております。

○議長（米重典子） 以上で10番 久保正道議員の一般質問を終わります。

次に 公営企業会計について 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） おはようございます。議長より発言の許可を得られましたので、順次質問させていただきます。

質問にあたる前に、今日新聞を見ますと、尾道ナンバー、町長賛成というような記事が大きく挙がっておりました。その隣のほうへですね、道の駅のほうが7年9か月でレジ通過者数200万人突破といった喜ばしい記事が挙がっておりました。これは関係各位、観光協会を中心にしてですね、町のサポートがあって、皆様の鋭意努力の成果だと思えます。ますます情報発信と周遊に力を入れてご努力いただければと思えます。それでは質問に入らせていただきます。

公営企業会計について。今回、この質問にあたっては決算意見に付していることについてですね、質問させてもらいます。

地方公営企業法は、経済性を発揮しつつ、公営企業の目的を達成するため、経理上、一般の現金主義に基づく官公庁会計制度ではなく、複式簿記制度による発生主義会計制度の採用を義務付けております。また、経済性の発揮のため、独立採算制の徹底という観点から、他会計が企業会計に対して、義務とし

て負担する経費を法第 17 条の 2 において規定もしております。

そこで、次の点について質問いたします。

1 として、長期前受け金処理について。町のこれまでのやり方と、今後は。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 6 番 田原賢司議員の公営企業会計についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず冒頭触れていただきました道の駅 200 万人。お客様にたくさん、当日もレジにも行列ができるくらいお越しいただいておりまして、ほんとありがたいと思いますし、議員が当時の職員時代にもそういった道の駅の関係、ご尽力いただいたおかげとっております。ありがとうございます。

それでは公営企業会計、たぶんこのご質問につきましては水道事業が今度は県のほうでさまざまに取組んでいく部分と併せ、これまでも企業団経営で上水道下水道やってきました。そういったところの取組みについてのいろいろ指摘をいただくわけでございます。長期前受金処理という部分、またこれまでのやり方と今後についてでございます。

令和 3 年度公営企業会計決算審査における上水道事業会計及び公共下水道事業会計に関するご意見で、ご指摘がありました「長期前受金の収益化」に関しましては、会計基準の見直しによりまして、平成 26 年度以降、固定資産取得の財源として一般会計からの負担金を繰り入れた場合、貸借対照表の負債に「長期前受金」として計上し、翌年度から、取得耐用年数に応じ費用化する減価償却費に応じて、毎年、損益計算書の収益に「長期前受金戻入」として計上し、順次、収益化を行うこととなりました。

基準見直し以降、一般会計からの負担金のうち元金部分を長期前受金へ計上する帳簿処理を行ってきたところでございますが、後年度以降において順次、収益化するという整理ができておりませんでした。

このことにつきまして、広島県水道広域連合企業団設立に伴う中で、県から「収益化できていない」というご指摘がございまして、上水道事業会計及び公共下水道事業会計の令和 4 年度当初予算におきまして、特別利益として計上し、収益化の処理を行ったところでございます。

この収益化処理ができていなかったことによりまして、年度ごとの決算において経営状況を計る負債と資本の増減が適切に表示できていなかったということになります。

今後におきましては、企業団本部の指導を仰ぎながら遺漏のない会計事務に努めることが重要であると考えております。また、このことと併せ町の財政状況や水道事業の経営状況等を鑑み、事業の効率化と町からの負担額の抑制に努めてまいりたいと考えております。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司）ご回答ありがとうございます。これに気付いた点は令和4年度当初予算へ多額の剰余金が計上されておったことが原因でございます。原因を調べていったらですね、先ほど答弁のあったとおり、平成26年度以降の予算が計上されてなかったと。決算の意見で付したのはですね、剰余金の処分のやり方というのはこれしかないなというのはしょうがないと思います。残り統合1年切った状態ですね、決算のやり替えはできないわけなので。ただですね、意見を付されたというのはですね、やはり説明責任はあったのではないかと。本来であれば都度都度、長期前受金処理をして、資本的収入及び支出の補てん財源として、利益剰余金処分類計上をしてですね、一般会計からの繰出金を抑制できるような手法をとれたのではないかとこののをですね、9月の決算の前からですね、恐らく6月くらいからだったろうと思うんですが、都度都度言っておったわけでございます。12月の産業建設常任委員会の際に質問をしたときの話しもそれでございます。本来で言うと、12月の産業建設常任委員会の際にですね、なぜこういったことになったかという推移を示してほしかったなというのは我々議員に対してですね、そういった状況を、どうしてこういう多額の剰余金できたかというのはですね、なかなか素人目にはわかりにくいものがあります。恐らく一般会計しかつづいたことがない職員で言うと、職員についてもわからない点があります。ましてやこれまでの管理者についても一般会計のところしかなくてですね、公営企業会計について事務を担当していたものが管理者になれば気付く点もあるかと思うんですが、その点がなかなかむずかしいので、その説明はきちっとすべきではなかったかという思いも

ございました。今回3月補正迎えて、補正へも計上されてないわけなんです
が、これからの姿勢としてですね、やはりそういったところをどんどん発信し
ていく。一番最初に道の駅を例に出したのはですね、情報発信、これはやはり
貴重なところだと思います。これからできるだけわかりやすいようにですね、
あらゆる方面に向かって情報発信してもらいたいという思いがございます。そ
の点についてどう思われますか。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それではお答えいたします。まず、決算審査の
意見いただきました後に、議会に対して十分な説明ができていなかったという
ふうなご指摘をいただきました。このことにつきましては、きちっとご理解い
ただけるような説明ができていなかったというふうなところは認識をいたすと
ころでございます。今後、事業等が企業団等へ移行するわけでございますが、
しっかりと議会に対しての説明に努めてまいりたいというふうに考えていると
ころでございます。

また3月補正での長期前受金の補正というふうなことのご指摘もいただきま
した。このことにつきましては、令和4年度当初予算におきまして特別利益と
して長期前受金のこれまで収益化できてなかった部分について、予算計上した
ところでございますが、この金額が少し過大に計上されていたというふうなこ
とがございました。このことにつきましては県の企業団の準備担当、県の担当者
とまた県の公認会計士等と相談をいたしたところ、令和4年度の決算において
その整理するということが適当であろうということもございまして、今回3月
補正のほうへに計上をいたしていないところでございます。したがって、
令和4年度の決算審査のときにおきましてはこのことについても丁寧に説明を
する必要があるというふうに考えているところでございます。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 統合前にしてのお話しですので、整理をつけていってほ
しかったなというところはあるんですが、如何せん、業務も多忙でございます
ので、その整理は決算にのくるということでございますので、これについては

また決算のところでのお話ということにしたいと思います。

続いて2点目のほう、負担の考え方は。お願いします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（米重典子） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） それでは2点目の「負担の考え方は」について、お答えいたします。

一般会計から公営企業会計への負担につきましては、一定のルールに基づいて行っておるところでございます。

令和4年度の状況ですが、上水道事業会計につきましては、基本的に人件費及び元利償還金部分の全額を一般会計が負担しております。

また、公共下水道事業会計につきましては、整備途中であることや料金収入が事業規模に比べて少ないことから、基本的には事業継続に影響が生じないよう収入不足額を一般会計が負担しておるところでございます。

いずれにしましても、一般会計の財政状況を考慮しつつ、公営企業会計への繰出金、公営企業会計の予算自体のほうも査定しながら繰出金を算出し、予算化しておるところでございます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 剰余金計上したままですので、当面これまでの負担のやり方というやり方とは変わってくるんだと思います。まずは剰余金を切り崩しながらやっていくと。要は留保資金を使いながら事業を当面進めていくということで、これまでの町の水道への繰出金の出し方というやり方がちょっと変わってくるというのがあると思います。県の統合する市町の留保金の状況もばらばらでございます。本業で売上げる売上金ですよ、これに対して1年分持っているところもあるし、2年分のところもある。世羅町みたいに3年以上、へたすると本業だけで言うとかかなり、5年以上あるような市町もございます。なかには1年分もないようなところも県の中にはございます。かなりばらばらの中ですね、各市町やってるのがこれから足並みを揃える期間が相当いるんだろうと思うんですが。その繰出の方法が今までと変わるので、そこのチェックですよ。そこの見方というのは、恐らく世羅町の職員があたるんだろうと思うんで

すが、まるで企業債なしにするという話しにもならないでしょうし、それは12月の答弁でもされておりましたんで、どういった方向付で思いをされておるのか。また一番肝心要なのは人だと思います。今回、話をする中でですね、なかなか一部の職員に偏った業務の負担があったのかなといった感じを受けました。そのチェックのところですね、そこをどうしていくかというのを教えてください。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） それでは私から水道事業の立場ということでのご答弁をさせていただきたいと思います。議員ご指摘のとおり、今後の建設改良等に関する費用につきましては内部留保をしている資金を活用しながら行っていく方向でございます。企業団の基本理念と言いますか、財政運営計画の中で健全な財政運営を確立するため財政規律を確保ということが示されているところでございます。資金残高、また企業債残高について基本的な考え方を示しているところでございますが、企業債の残高につきましては年間給水収益の3倍以内を目途というふうな目標と言いますか、目処を定めているところでございます。したがって、今後企業債を全く発行しないというふうなことはむずかしい部分はあるかと思いますが、水道の広域化により、活用できる出資債とか、そういったものをしっかり活用しながら、町の財政の負担軽減に努めながら、可能な限り水道の事業の財政をしっかりと進む中で事業を行っていくというふうなことが必要であると考えております。

またチェックをどうするのか、人が必要ではないかというふうなことがございます。私どもの課からすれば、新たに水道企業団に参画するわけでございますが、その基本方針の中でやはり職員の人材育成というふうなところがしっかりと掲げられております。したがってそういった財政の部分につきましてもしっかりとチェックができるような職員の育成というふうなことに努めていく必要があるというふうに認識しているところでございますので、今後も県の事業、事業と言いますか、方針等に従いまして、世羅町の水道事業の経営が行っていただけるように務めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） ありがとうございます。次の質問に移らせてもらいます。町として負担金と出資の違いについて教えてください。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは3点目の「町として負担金と出資金の違いについて」のご質問にお答えいたします。

世羅中央病院企業団に対する負担金につきましては、議員おっしゃいますように、地方公営企業法と総務省繰出基準に基づき算出し、構成団体負担比率により、町からは負担金として支出をしているものでございます。企業団においては、運営費や企業債償還利子に係る部分を収益的収入の負担金として、企業債償還元金及び建設改良費部分を資本的収入の出資金として、会計上整理されております。

それぞれの違いでございますが、負担金は、救急医療や医師確保、経営基盤強化など、その経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費として負担するもの、出資金は、建設改良に係る費用など、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難である経費として負担するもの、と認識しております。

負担金につきましては、運営費算出根拠となる項目ごとの経費が、その項目における収益を除いた額となっているか、建設改良費においては、概要を把握する中で国庫補助対象の可否について確認を行うなど、財源の確保に努めながら適正な負担となるよう取組んでおります。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 負担金と出資金なんですが、負担金は義務的に負担するものであり、ここで言う出資金を挙げさせてもらったのはですね、出資金については最終的に精算するものでなく、要は出しっぱなしというか、長期前受金、負担金であれば長期前受金処理をしてですね、最終的に今の建設改良で使われるものについては減価償却するときに費用計上と収入のほう挙げていく処理がなされるんですが、出資金であれば出したきりといったところがございます。

割と多額の経費を出資金で出すようになります。要は今後チェックしてほしいのはですね、なぜ、留保資金が赤字なのに増えていくかといったところを疑問に思ってもらいたいという点はございます。ちょっと気を付けなければいけないのは、減価償却費、本来お金が動く費目じゃございませんので、それがやったからといってお金がプラスマイナスするものではないんですが、そこを公営企業の場合は、そこに充当する企業債の償還のところを負担金として充当しております。それによってどんどん留保資金が増えてくるところがあるかと思えます。そのですね、今回、長期前受金につきましては、なかなか企業債の償還のところでしたので、本来ですと、担当者ところで管理者等へですね、進言して気付かれるのが一番良かったかと思うんですが、外部の会計士の方からの指摘によって出てきたといったところがございます。ちょっと疑問に思ってもらおうというのがすべてにおいてのきっかけになろうかと思えます。そこをですね、今後気をつけていっていただきたいなど。なぜ現預金が増えてくるのか、キャッシュフローの計算書なんか見ればですね、ある程度わかる場所もあるんですが、あまりにも過去の精算を今回多額のもの水道については計上されて、それを見ていくなかで、いろんな繰出金の出し方のところをですね、気を付けていただきたいという思いで、今回改めて質問させてもらっております。次の質問に移らさせていただきます。

繰出金ルールについて、お願いします。

○上下水道課長（和泉秀宣） 議長。

○議長（米重典子） 上下水道課長。

○上下水道課長（和泉秀宣） 4点目の「繰出金ルールについて」のご質問にお答えをいたします。

一般会計から上水道事業会計への繰出金につきましては、これまでは基本的に「人件費及び元利償還金部分」について対象とするという考えにより行ってきたところでございます。

企業団移行後における今後の町からの負担につきましては、当面は旧市町のルールを引き継ぐという企業団の方針により運用することになりますが、年度ごとに、町の財政状況や水道事業の経営状況等を鑑み、都度調整を行い、決定することが必要であると考えております。

また企業団におきましては、構成団体の水道事業ごとに将来推計の試算を行っており、計画的な事業実施による統合効果が見込まれているところでございます。

こうしたことも踏まえ、企業団移行後における財政運営につきましても町の負担を抑制することも含め、慎重かつ適切に行っていくことが必要であると考えるところでございます。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） よろしくお願いたします。途中でも申したんですが、事務担当者、これの育成がやはり重要だと思います。管理者もここ1、2年でころころ変わるようであればですね、なかなか事業の把握もできない。もともとあった職員でですね、たたき上げの方なら別でしょうけど、管理者、そういうわけにいきませんので、ある程度やはり業務に精通する期間が必要であるかと思えます。そのためにはその下へおる係員のほうがですね、やはり複数で物事がわかっている体制というのが必要かと思えます。

制度改正以前からですね、なかなか職員の育成ができていなかったのではなかろうかと思えます。制度改正のときによくできる職員がいて、やって、それも2、3年で異動ですので、その間に若手が育成できればいいんですが、そこがなかなかなされていなかったといったところもございます。そういったところですね、今後幅広い年齢層でのチームを基本にした人材育成を図っていただきたいと思います。早期退職含めですね、職員の入れ替わりがかなり激しい中で厳しい状態とは思いますが、そちらのほうに是非力を入れていただきたいと思います。なかなか事務職、マニュアルとかあるじゃないかと、それを見ればわかろうかといったところあるかと思うんですが、なかなか私自身はですね、事務職については職人に相通ずるものがあるんじゃないかと。やはり先輩から手取り足取り教えていただき、またその先輩の後ろ姿を見ながら物事の考え方というものをですね、学んでいくものだと思いますので、是非ともそちらのほうへ力を今後とも入れていただきたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 6番 田原議員からのご質問に私よりお答えをさせていただきます。

組織の風土づくりというところに大きく触れていただいたと受け止めさせていただきます。世羅町の一般会計におきましては、企業団、また一部組合等さまざまな関わり合いの中に、繰出金あるいは負担金を歳出をしていくという節もございます。そのなかで会計制度が違う相手方にどのように繰出しをしていくか、負担を歳出をしていくかというときに、やはり会計制度が違う。複式簿記の数字に翻弄されないスキルがひとつ必要になってくる。それを見定める知識等も必要になってくるということが大事であり、その部分をしっかりと世代間継承をしていくことが必要であるのご指摘をいただいたところでございます。わからないところはしっかり聞く。過去の先人、また先達の方々がやってこられてものに目を通しながら振り返っていくというところ。そういった隣近所、また先輩にもしっかりと聞いていく。そしてその営みを通じてそのスキルがしっかりと受け継がれていくということが人材育成のひとつにもなるということで受け止めさせていただきました。しっかりと人材スキルの共有ができるように努めていくということを進めさせていただきたいと存じます。

○議長（米重典子） 次に 用途区域内の狭隘な町道や排水路の整備について
6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それでは2点目。用途地域内の狭隘な町道や排水路の整備について。

質問の要旨ですが、用途地域内では、道幅があり車の出入りがいい場所から、周辺市町・町内などからの移住により住宅が建てられております。かたや狭隘な道のまま、舗装されてはおりますが、水路幅も狭く、豪雨時には水路があふれ、隣接地等に流入する場所もあります。

合併前は都市計画区域外優先で、農林事業の補助を使って町道や水路を改良してきましたが、用途地域内では、そうした補助は使えないことから都市計画区域に設定される以前に整備された状態の場所が多数あります。

1番として、現状、道の幅員等が確保された土地から宅地・事業用地として利用されている状況を見たとき、本来、道水路が整備されていれば土地が有効利用されたと思われまゝ。町として用途地域内の、狭隘な町道や排水路の整備計画などを進める必要があると思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは田原賢司議員の2問目でございます用途地域内の狭隘な町道や排水路の整備についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられますように、今、世羅町内においてもですね、新築をして若い方も町に住み続けていただける状況がちょこちょこ発生をしているという状況です。先般町道認定の際にもですね、そういった区画のところへですね、議員も行っていただきましたけれども、乱雑にどうしても住宅が建ちますとその進入路であったり、先ほど議員申されたような事案がですね、結構できてまいります。不動産の関係者としてしっかり話しをする。また隣接する土地をお持ちの方々ですね、しっかりお話しができる中で進められれば、区画についてもさまざまに困難な面が発生しないこともあろうかと思ひんですけども、なかなか実際に建てようと思えばこういうことがあるんだという悩みもですね、お聞かせいただくことが多くございます。そのことを受けまして、今後予算にも少し入れさせていただきますけれども、私が新年の抱負でも述べましたように、空き家バンクから空地バンク等へしっかりシフトしていこうということで、そういった有効な土地活用については、さまざまなインフラ整備とうまくリンクをさせる中で進めようということを考えている状況でございます。

まず答弁書に記入してございますように、本町の道路整備についてはですね、世羅町道路整備計画及び世羅町過疎地域持続的発展計画などの各種計画に基づきまして、地域の要望等を考慮しながら計画的な事業の推進に努めております。令和4年度につきましては、改良事業11路線及び概略設計業務6路線を実施しているところでございます。

1点目につきまして「用途地域内の狭隘な町道や排水路の整備計画などの考え」でございますが、本町では令和3年に「世羅町都市計画マスタープラン」を策定する中で、都市計画区域内における交通の円滑化、また、安全で快適な生活

道路の整備・充実が必要であると整理をしたところでございます。これらの課題を解消すべく、令和4年度におきましては、都市計画区域内の道路改良事業を4路線、道路改良事業の区間等を検討するための概略設計業務2路線に着手をしているところでございます。引き続き都市計画区域及び用途地域内の狭隘な町道や排水路の整備を計画的・効率的・効果的に進め、未利用地の有効活用に繋げてまいりたいと考えているところでございます。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 私がこの質問しましたのは、住民の方からですね、都市計画に入ったよ、用途地域されているよと。長年、指定はされたけれども、何も事業はないし、何のメリットがあるんだろうかといったご相談を受けたことが原因でございます。合併以前ですよ、この用途区域外見たときに、町のほうでは圃場整備をしたり、町道であっても農道改良や林道改良事業でですね、いろいろ事業をやっておったと。その間、一切こちらのほうについては手もつけてくれなかったと。432バイパスは動いておったにしてもですね、その他の生活道の路線のほうがですね、目に見えて変わることはなかった。地価が高いといったところはあるわけなんですけど、指定はされたけども、そこのメリットが感じられないといったところがございます。そこをですね、感じられるような形にしていってもらえればと思います。先ほど答弁にありましたほうですね、何路線か、路線のほう計画されるということですので、そちらのほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それではお答えします。用途地域の指定はですね、用途に応じた建物、また施設を誘導するための区域を設けているものでございまして、一定のですね、そういった用途制限がかかっているものと考えているところでございます。また用途地域内の道路整備につきましても、今、過疎地域持続的発展計画に挙げております路線、こういったものを優先としてですね、計画的に実施したいと考えているところでございます。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それでは2点目のほうへ移らせてもらいます。用途地域は行政で指定している。計画では、ぼんやりとした表現に留まっており、現状ではですね、住宅団地は別にしてなんですが、無秩序な土地活用が進んで、後から緊急車両の通行等も考慮した町内の交通の円滑化、また、歩行者や自転車すべての人が安全で快適な生活道路の整備をしようとしたときに、工事をしようとしたときに支障が出るのではないのでしょうか。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは2点目の「無秩序な土地活用が進んで、後から緊急車両の通行等も考慮した町内の交通の円滑化、また、歩行者や自転車のすべての人が安全で快適な生活道路の整備をしようとしても無理ではないか。」についてのご質問にお答えいたします。

本町の都市計画区域は平成2年に1,466haを指定しております。また、平成8年に都市計画区域内に7種の用途地域242.8haを設定しております。これは、都市計画区域内を住居、商業、工業といった利用目的によって区分することで、さまざまな用途の土地利用の混在を防ぐとともに、土地の合理的な利用を図り、計画的な市街地を形成することを目的としております。このほか、都市計画区域内に建物を建築するときは、その敷地に幅員4m以上の道路が2m以上接していなければならないと建築基準法で義務付けられておりまして、無秩序な開発を抑止しているものと考えております。

町といたしましては、これら土地利用にあった環境が守られるよう努めるとともに、必要に応じて用途地域を見直すことも検討してまいります。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 続いて3点目のほうへ移ります。新たな宅地開発について、宅地開発事業者へ宅地内道水路の測量・分筆費用などの補助金を創設してはどうか。また、指針のない中での無秩序な土地開発・利用を防ぐための方策は。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○建設課長（福本宏道） それでは3点目のですね、補助金の設立、それから無秩序な土地開発・利用を防ぐための方策はについてのご質問にお答えします。

快適な居住環境の形成を図るため、一定規模の宅地開発を行う事業者に対し、事業費の一部を補助している自治体もあるようでございますが、本町では現在のところ、こうした補助制度の創設及び検討はいたしておりませんが、県内自治体の動向、必要性及び財政面等について検討していく必要もあると考えております。

また、無秩序な土地開発・利用を防ぐための方策といたしましては、令和5年度より策定を予定しております「世羅町立地適正化計画」、こちらにおきまして、医療・福祉施設、商業施設、住宅等の都市機能の立地状況等を整理するとともに、誘導方策について検討し、目指すべき持続可能な市街地像の実現に繋げてまいりたいと考えているところでございます。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 土地開発は道水路が私は基本だと思っております。昔からよく言われておる産業団地にしてもそうなんですが、道水路で区切られることによって区画の中のほうはですね、民間のほうでいくらでも活用されるかと思えます。行政の得意分野だと思います。道路造ったり、水路造ったりするのはですね、土地の整理についても、スキルを持った職員が多数存在しております。そういったところをですね、今後、どんどん率先的に活かしていただければなと思えます。ただ、この用途地域内に限って言えばですね、かなり周辺部から住宅団地についてはある程度の規制というか、開発業者のほうもそれなりに基準に則ってされてますのでいいんですが、既存土へ、片方だけ家が建っていればいいんですが、何の気なしに反対側へですね、建たれると幅員が狭いままの道路が今後改良しようとしてもできない箇所が出て来るかと思えます。場所によってはですね、そういった場所があって、地元のほうがですね、要望を断念したと。本来ならですね、道を広げていただきましたかったけど、反対側にもう3軒も4軒も建てられるとですね、どっちかの家が動いてくれといったことになりますので、なかなか地元としても要望出せれないといったお声をいただきました。そういったことを防ぐには、あらかじめ狭隘な道については

前にも質問したかと思うんですが、セットバックして建てていただくようなですね、方式がとれる何らかの施策が必要かと思えます。そちらのほうのですね、ご検討はいかがでしょうか。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それではお答えいたします。先ほどの答弁で申し上げましたとおり、都市計画区域内に、こちらに建物を建てる場合には、4 m以上の道路が2 m以上接続する必要があります。また既存の道路が4 m未満の場合はこちらに接続して建てる場合はですね、先ほど議員もおっしゃられたようにセットバックして、将来4 mの幅員が確保できるようにセットバックして建てていただくように義務付けられております。また、将来道路をする計画を持っている場所について、そちらの開発と言いますか、住宅化と言いますか、宅地造成する前になかなか道路整備することはむずかしいわけですがけれども、あらかじめ道路計画を立てて、こちらは都市計画道路ということになりますけれども、都市計画道路を設定してですね、その区域内に道路を建設することを計画することによりまして、宅地化などを防ぐことも可能でございます。こちらにつきましても現在定めております都市計画マスタープラン、こちらの見直しを進める中で、また都市計画道路の新たな指定についても考える必要があるのではないかと考えているところでございます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 是非具体化を望んでですね、この質問を終わりたいと思えます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 先ほど建設課長が申し述べましたように、そういった法に則りながら事業を進めていくわけですが、いつのまにか建っているというような状況が過去にもですね、結構あったり、そのことで近隣とのいろいろな不仲等にもなったりというようなこともあるやもしれません。そうならないようにしっかりですね、建設前からですね、相談をしっかり受けていける

ような仕組みづくりがあるのかなと思います。そのためにも不動産の関係者ともですね、今後どうしたらいいかという情報共有をしようじゃないかというようなことを進めたらどうかということで担当課にいろいろ話をさせていこうと思っている最中でございます。

今後においてやはり町もですね、住みやすい町ということでしっかりそういった住宅の建築が進むような方向、いわゆる夜の人口を増やしていくような形になりますが、宅地化等への開発事業費の一部補助というような自治体をしっかり研究しながら、町としてどういう策が一番よろしいか。そういったところをですね、しっかり、現状では定住促進のためのいわゆる住宅支援であったり、また除却についても今後活用できるような仕組み作りをしていこうというふうに私も考えておりますので、その辺をしっかりと前面に出しながらいろんな若い方にも住み着いていただける町にしっかりとしていきたいと思っております。

○議長（米重典子） 以上で 6 番 田原賢司議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。

休 憩 10 時 55 分

再 開 11 時 10 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に田んぼの将来像をどうするのか 7 番 藤井照憲議員。

○7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

物品の持ち込みについてこれを許可しています。

○7 番（藤井照憲） 議長の発言許可を得ましたので、早速ですが、通告に基づき、質問に入らせていただきます。

今次定例会の一般質問の第 1 問目は、町の基幹産業である農業の未来はどうなるのかをお尋ねし、次に、2 問目は、政府が行おうとしている「異次元の少子化対策」に、町はどのように対応しようとしているのか、当初予算への反映はどうなのか、町長のお考えをお伺いしますので、しっかりとお答え願いたいと思います。

それでは、第1問目の「田んぼの将来をどうするのか」についてお伺いします。

日本の食料自給率は、2020年度、2年前でございますが、カロリーベースで37%と過去最低でありました。翌年の2021年度は前年度より1ポイント上昇し、38%だったと報じられております。わずかに改善されたものの依然として、主要先進国の中では最低であります。

安い輸入ものも良からうかとは思いますが、日本の「農」と「食」は大丈夫なのか。私自身、専業農家ではありませんが小規模なりに、また、消費者の一人として農業の行く末を案じる次第でございます。

町は、令和4年度から令和13年度迄の10年間の「農業振興ビジョン」を改定し、「所得向上による持続可能な農業の実現」に向けた取組みを推進されております。

しかし、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、農家の高齢化や担い手不足への対応、国民の食の多様化や農産物流の変化、一層深刻化を増した米需要の大幅な減少、鳥獣被害の問題及び終息が見えないコロナ禍や毎年のように襲い来る自然災害がございます。

更には、昨年はロシアによるウクライナ侵攻による輸入小麦などの高騰や円安の影響で原料を輸入に頼る肥料や飼料の高騰など、農業・農村を取巻く環境は従前にも増して目まぐるしく変化し、予測しがたいリスクに取り囲まれているのではないのでしょうか。

改定されたこの「農業振興ビジョン」は、策定期間を含めると、もう直ぐ2年が経過します。この間には、米価の下落、先ほどのウクライナ侵攻などに係る生産資材の高騰や高病原性鳥インフルエンザの感染拡大など、想定外の危機に見舞われると共に、着実に進む過疎化や高齢化が進行しているところでございます。

このような食料や生産資材の多くを輸入に頼る日本農業を守り、地域産業の持続的な発展を支える仕組みづくりと、人口減少にも適応する先見的な素早い対応が求められているものと思います。

そこで、「農業振興ビジョン」の目標年次の、達成に向けた具体的な取組みをお伺いすると共に、新たな課題や状況認識についてもお伺いしたいと思っております。

まず初めに、令和2年9月定例会一般質問で、農業振興ビジョン策定にあたり

町長の思いを確認させていただきました。そこにはコロナ禍にあって、農業分野が見直されるべきであると言われております。基幹産業である農業の振興を次のビジョンへ引き継ぎたいと案じられていたように記憶しておるところでございます。

さて、策定し1年が経過したわけでございますが、この農業振興ビジョンが時代のニーズにマッチし、皆さんの意見を集約したものになっているのか。お伺いします。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 7番 藤井照憲議員の田んぼの将来像をどうするのかというご質問の中で、1点目は「持続可能な地域農業の仕組みづくりは」についてのご質問いただいておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

農業に関わるご質問が今回多岐に亘っていただいておりますところでございますけれども、そのなかでもこの農業ビジョンというものはですね、世羅町の基幹産業をしっかりと進めていくなかでもこの10年間さまざまな危機のある中でどうしていくのかというご質問になろうかと思えます。

想定されない事案もたくさんあります。これまでは自然災害等の危機にさらされ、また時においては、渇水であったり、ほんと自然災害の猛威に農業も困惑する場合もございました。今回は目に見えないコロナであったり、鳥インフルであったりという形で、なかなかそういったところを想定して計画づくりをするというのはなかなか簡単なことではないわけでございますけれども、しかし今、さまざまな農業者においてですね、新たな展開をいただく兆しが見えてきている状況にあります。これはスマート農業等々進める国の施策もありますし、なおさら世羅町の産品をですね、しっかりとPRしつつ大きく展開いただけるような農外企業との連携であったり、いろいろ町をしっかりと動かしていけるような取り組みをですね、今後しっかりと進めていくなかで、既存の農業者についてもですね、しっかりとそういったところの枠組みをご利用いただいたり、また連携をいただいたり、また担い手がない部分についてはですね、しっかりとそういったマッチングであったり、また後継者、そういったところをしっかりとUターンしていただいたり、Iターンで来ていただいたりというような状況を作っていく必要があ

ろうかと思っています。

1点目のですね、仕組みづくりについてでございます。

議員ご指摘いただきましたように、農業ビジョンの策定から1年の経過を待たずして、このコロナ禍でございました。不安定なウクライナ情勢や円安による肥料や飼料の高騰等、農業経営への直接的なリスクが顕在化してございます。

こうした影響に対しまして、緊急対策的に、国の交付金を活用し対応してきたところでございますが、長期的な農業振興の方針としてビジョンへ掲げております4つのテーマ「農業を担う経営体の育成」「産地力強化による所得向上」「良好な生産環境の保全と多様な資源の活用促進」「新たな農業の展開」は所得の向上によります持続可能な農業の実現を目指すための重要なテーマでありますことは変わりはないと考えております。

そのうえで、その実現に向け展開する具体的な対策や事業への取り組みにつきまして、その時々々の国の事業や新たな技術等を随時取入れて進めてまいりたいと思います。

町が大きく展開する農業予算については国へもですね、しっかり要望活動等もこれまでも行ってまいりました。新たな展開等も模索するなかでですね、そういった事業が進むべく、いろんな情報を収集しながら世羅町らしく頑張っていきたいと思っております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いしたいと思います。

先ほど来同僚議員等からも質問が出ておりますけれど、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、これはまったく先が見えないわけでございます。円安傾向も当分の間は変わらないと言われております。

このような不測の事態にもその時々々の要請にも速やかに応えなければなりません。農業資材の高騰に係る栽培方法の見直しや、畜産部門では飼料の高騰などによる乳価や卵価の適正価格を維持する生産支援が喫緊の課題だと認識しております。

これらへの支援対策はお持ちでしょうか、具体策をお伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それではお答えいたします。議員のご質問であります栽培方法の見直しはという中で、資材飼料等の高騰についても触れていただきました。資材や飼料等の高騰につきましても、今までもですね、単独の支援等資材においては行ってきた部分もございますが、なかなか飼料等についてはまだ単独の直接的支援はないところでございます。議員からご指摘いただきました栽培方法の見直し、畜産部門の生産コスト、そういった部分の削減の支援につながる取組みは今後も検討していく必要があるかと思っております。具体的な部分で言いますと、化学肥料を地域由来の堆肥に変えていく有機農業、並びに化学農薬の使用を抑える、そういったもの、輸入飼料をですね、町内農家のですね、飼料作物で賄っていく自給飼料の取組み、そういったところを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次に、農業振興ビジョンの施策の展開について、施策の始めに掲げておられます「次世代を担う新規就農者の育成」から具体的な内容をお伺いしたいと思います。

世羅産業創造大学の卒業者数を例にとりて考えてみます。この表にございますように、平成27年19人、令和2年27人とかなりの実績を上げておられますが、ビジョンの目標年次である令和13年には20人と下がっております。

そこで、目標設定の考え方及び、研修機能の課題並びに、計画に伴う雇用就農支援策をお伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは2点目の「新規就農者の確保・育成は」についてお答えいたします。

世羅産業創造大学卒業者数の目標20人につきましては、毎年2人ずつの卒業生を10年間で送り出す計画としております。研修機能の課題といたしましては、実践研修受け入れ先ごとにですね、環境条件等が異なるためにですね、そういった課題。短期間でさまざまなパターンの栽培ノウハウを体験することですね、

一定の制約等もあるということがあります。また、研修を終えて、就農するタイミングに本人が希望する農地を確保できるのかということも課題の一つとなっております。

雇用就農支援策といたしまして、ニューファーマー支援事業を引き続き実施することとしており、現在 17 名の雇用に対して活用いただいております。

○ 7 番（藤井照憲） 議長。

○ 議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○ 7 番（藤井照憲） もう少しこの次世代を担う新規就農者育成の中で世羅町のニューファーマー支援事業があると思います。この支援事業はですね、1 組織 2 名までしか受け入れができないわけですけど、大きな組織ではもっとたくさんの人をニューファーマー支援事業の対象事業に充てたいと。こういう希望もあると思います。将来的にですね、この枠をとっばらってもらいたいんですがどうでしょうか。お伺いします。

○ 産業振興課長（山口 徹） 議長。

○ 議長（米重典子） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。ニューファーマー支援事業でございますが、先ほど答弁の中で世羅産業創造大学についての計画を 2 名ずつということで答弁させていただいたものでございますが、ニューファーマー支援事業につきまして、やはり 2 人という部分については計画のものでございますので、しっかりですね、やはり使っていただいでですね、しっかりした担い手を増やしていただきたいというふうに考えておりますので、2 名ということでなくてですね、しっかり受け入れをしていただきたいというふうに、事業もしっかり使っていただきたいというふうに考えております。

○ 議長（米重典子） 2 名ではないわけ？制限がないんですか。ニューファーマー育成事業ですよ、藤井議員。

○ 産業振興課長（山口 徹） 議長。

○ 議長（米重典子） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（山口 徹） 失礼いたしました。創造大学の計画と重なっております。ご質問いただきましたニューファーマー支援事業の 2 名につきまし

てはですね、現在そういった要綱になっておりますが、確かに予算との絡みもございませう。そういうことですぐに撤廃ということにはここでは申せないところもございませうが、確かに大きく支援をしてまいりたい部分ではございませう。今後の重要な検討課題ということではしっかり考えてまいりたいと思ひます。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） しっかりご検討いただきたいと思ひます。

次に移ります。町では、人・農地プランの実質化に伴う地域づくり計画を作成中と伺っております。地区内の農地を中心的经营体に集積し、地区内の農地の確保を「見える化」していくものでございませうが、町内の農地は、広域的な取組みとして全54地区が実質化した扱いになっていませう。そこには担い手の確保が重要なカギを握っているものと思ひます。

そこで、この表の中程にありますように、施策目標では、経営計画等の支援として認定農業者数を、平成27年153人、令和2年127人とあります。令和13年の目標は143人と計画されておられますが、この目標設定の考え方及び、担い手の課題並びに、就農支援策をお伺ひします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは3点目の「担い手となる经营体の育成は」についてお答えいたします。

現在、世羅町では120の经营体が認定農業者として、地域農業の中心となる担い手となつていただいております。

農業ビジョンの目標設定といたしましては、令和3年12月末時点で123经营体が認定農業者でございませうので、これを維持しつつ、毎年2名の新規就農者が認定農業者として新たに認定される目標としております。

担い手の課題といたしましては、議員の質問にございませうように、平成27年、令和2年の認定農業者数の減少からも見て取れるように地域農業の担い手不足がございませう。認定農業者の減少の主な理由といたしましては、高齢のため、認定を更新しないといたつた例もございませう。

こうした課題を解決する就農支援策といたしまして、国の新規就農者育成総

合対策事業の活用を始め、町の独自事業でありますニューファーマー支援事業による後継者育成や雇用就農支援を行うとともに、新たな担い手の確保に向け、就農希望者の個々のニーズに沿ったきめ細かな就農相談にも努めてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次に移ります。次に新たな農業の展開としては、A I、これらとかI C T技術を導入して省力化や低コスト化、更には、効率化を推し進めることで、将来の経営戦略を立てることになります。

そこには自ずと機械の大型化や高機能化に頼らざるを得なくなり、大型機械の入らない田んぼや耕作面積の小さい田んぼは、作り手が居なくなるものと考えられます。

地区内の全農地から耕作又は予定の農地を差引いた残りの田んぼ、これらは、かなりの面積になろうかと思えます。

世羅町ホームページの「現在の人・農地プランの全部又は一部の地域であって、既に実質化していると判断する地区」これらの公表数値を合計しますと、地区内の全農地面積に占める「残りの田んぼ」、いわゆる耕作放棄地でございますが、31.2%、3割以上を占めております。耕作しない土地に対して、どのように取組もうとされているのか。お伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。4点目の「耕作放棄地の将来は」についてでございます。

今年度4月に改正された農業経営基盤法により、いわゆる人・農地プランの考え方が、「地域計画の策定」として法定化されたところでございます。概要といたしましては、農地一筆ごとの農地利用計画を地図化し、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた

「地域計画」を令和6年度までに策定することとなっております。当然、地域計画を策定するにあたっては、従前の人・農地プラン同様に地域ごとの話し合いをもとにした、農地全体の活用方針を反映させる必要がございます。

つきましては、まずは地域の話し合いの場に参加し、各地域の農地の活用方針を集約してまいりたいと考えております。

この話し合いの中で将来、担い手のいない農地が耕作放棄地とならないように取組みを進めてまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう1点お伺いします。先ほどのご答弁でですね、「耕作放棄地とならない様にと取組みを進めてまいります。」これ当たり前のことなんですけれど、今の耕作放棄地にはですね、「太陽光発電施設」が次々と建設されております。農地が失われようとしております。取組みが急がれると思います。具体的なお考えをお伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。太陽光発電の関連のご質問でございますが、太陽光発電施設におきましては、国を挙げてですね、温室効果ガス削減ということで進められているものでもございます。この太陽光発電施設の設置につきましてはですね、現状では農地への設置につきましては正式な手続き、農地法上の手続きを取っていただければですね、なかなか町で規制するというのはむずかしいものでございます。しかしながらですね、議員ご指摘のとおり農業を基幹産業とする世羅町といたしましては農地が太陽光発電にどんどん変わっていくのをそのまま見ているのかということはいろんな面で大きな課題もあると認識しております。こうした課題を踏まえてですね、太陽光発電の施設を否定するものではございませんが、農地を守るということの観点、これを基本にしてですね、適切な在り方を農業委員会とも連携しながら検討していく必要があると考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 農地余りもう少しお伺いしたいと思います。次に5番目に移ります。次にウクライナへの軍事侵攻で食料やエネルギーを大きく輸入に依存する我が国にとって、食料の安全保障の重要性が多く国民に認識された

1年だったと思います。

食料自給率の低い日本では、「農業は重要」と言う機運が高まっていますが、人口が減少すれば、全人口を養うのに必要な農地面積は減っていくものと言われております。

そこで、将来の農地余りに対するビジョンを持ち合わせておかねばならないと考えますが、農地が余ってくることに對して、どのようなお考えをお持ちか、お伺いいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは5点目の「農地余りのビジョンは」についてお答えします。

ご質問にあります農地余りに対するビジョンとは、いわゆる担い手に集積されていない条件不利等の農地はもとより、集積された優良農地が、担い手の高齢化や不足により荒廃農地とならないようにとのご指摘だと受け止めております。

現在、農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化を積極的に進めているところではございますが、加えて、その農地利用について、高収益作物への転換を図るとともに、企業参入等、新たな担い手へと繋げてまいりたいと考えております。

また、高齢化や担い手不足が深刻となる中、作業の省力化や効率化についても、農地の維持にとって重要な要素となってまいりますので、中山間地域へ導入可能なスマート農業技術を見極め、普及していけるよう、国や県のスマート農業関連の施策の情報収集や活用にも努めてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ご答弁のようにですね、中山間地域へ導入可能なスマート農業技術の普及と、これらに期待を寄せているわけでございます。

一方で、これまでのように高い収量を求めるのではなく、収量は少ないが、堆肥や有機質を使うなどの少ない肥料で栽培することも、輸入資材に依存することなく、農地余りを有効に活用した栽培方法と考えます。安全で安心な農産物が

提供される施策をご検討いただきたいと思います。

それでは次に6番目に移ります。安全・安心な地域農業の確立についてお伺いします。脱炭素社会の実現や環境保全型農業が求められている中で、農業による環境負荷低減の取組みが必要でございます。

この表の一番下に示しておりますけれど、施策目標では、環境保全型農業直接支払い件数は、平成27年度5件で面積は53.6ha、令和2年度は9件で103.0haの実績となっております。

令和13年度目標は20件で200haと環境に優しい安全・安心な農業の推進を掲げられておられます。

田んぼや農地が余っているからこそ、「豊かさ」をどれだけ見い出せるかがカギのように思う訳でございます。農業現場を支える多様な人材や主体の活躍が欠かせないと考える次第でございます。地域農業をどのように支え、消費者に喜ばれる取組みをどのようにされようとしているのか、お考えをお伺いいたします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 6点目の「農業現場を支える多様な人材や主体は」についてお答えいたします。

今後の農業のあり方につきましては、今まで進めてまいりました農地の集約化や作業の効率化、高収益作物への転換に加え、消費者へ訴求する農作物、いわゆる高付加価値化が求められると考えております。議員ご指摘の安心、安全に伝える環境に配慮した栽培手法による農作物はもとより、耕畜連携による地域循環という物語性等、消費者へ生産者の取組みが伝わるよう商品力の向上を目指すことも重要であると考えます。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次に、多様な人材の部分でございますが、農業現場を支える多様な人材に外国人労働者の受入れがあります。町の外国人に占める農業技能実習生の人数と比率はどうか。

また、農業現場で働く外国人の課題をどのように認識し、現場での語学に必要な

な研修はどのようになっているのか、併せてお伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） 7点目の「外国人技能実習生の語学研修は」についてお答えいたします。

まず、町の外国人に占める技能実習生の人数と比率、また、農業現場における状況につきましては、現在、町で把握したものはございません。

語学に必要な研修について、多くは、入国前の送り出し機関によって講習を受けられているようではございますが、入国後は各種団体や受入れ企業での実習を通じて語学を習得されているものではないかというふうに認識しておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう1点お伺いしたいと思います。町の農業に従事する「外国人労働者」を把握されていないというのはちょっと残念に思うわけでございます。将来の農業を支えるには外国人労働者に頼らざるを得ない時代がすぐそこに来ているように思います。就労支援をするには、各農家さんに任すのではなく、語学などの共通する研修を町が主導して実施する必要があると思いますが、改めてご見解をお伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。ご指摘いただきましたように農業の担い手不足が今後も進んでいくというなかでですね、外国人の労働者の皆様の力というのはですね、重要であるというふうには認識しております。まずはですね、町内農家の外国人労働者のニーズをですね、把握をするのがまずは先ではないかと、必要ではないかと考えております。その上でですね、当然、語学研修を含めたですね、必要な支援策についてを関係課とも一緒になりながらですね、検討してまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） これは早々にですね、検討していただきたいと思います。

次に、田んぼの持つ多面的機能についてお伺いします。最近、フェイスブックなどで都市部の子ども達と田植え体験や水中昆虫、トンボ、チョウ、カブトムシの観察会など、地域との交流のニュースをよく見かけます。

田んぼの問題は、米づくりや園芸作物づくりを続ける農村の問題ではなく、都市住民の理解や参加が欠かせないように思う次第であります。田んぼの貯水機能も河川の氾濫防止に大きく貢献し、越水の軽減に繋がっております。

ビジョンの中に田んぼの多面的機能の政策が必要と思いますが、どのようにお考えかお伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） それでは8点目の「田んぼの持つ多面的機能は」についてお答えいたします。

田んぼには、農作物の栽培以外にも多くの役割があると認識しております。

議員ご指摘のとおり、田んぼを使つての農業体験や自然観察などを行うことで都市と農村の交流を深め、このことが世羅町への移住につながり、更に農業の担い手へと発展する可能性を秘めていると考えております。

また、近年、豪雨による災害も増加する中で、地域の防災・減災に貢献する「田んぼダム」が注目されております。「田んぼダム」とは水田の落水口に調整板など設置し、水田に降った雨を一時的に貯留し、時間をかけてゆっくり排水しながら下流域の湛水被害リスクを低減する取組みです。この取組みを実施するには、農作物への影響、取組みに必要な労力などの課題があり、農業者だけではなく、行政をはじめ地域住民や流域関係者の理解と協働が欠かせません。

本取組みを推進するにあたり、国や県と情報連携し、水災害の軽減に努めてまいります。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問に移ります。多くの営農法人が担い手不足の課題に取り組んでおられます。農業に関心のある若者を農村に呼び込む手段として、地

域おこし協力隊員を地域づくり支援の目的で募集し、地域づくりを通して、将来の担い手に育て上げてはどうかと思い、提案したところでございます。

3年間の活動期間に地域づくりと農業にも親しんでもらい、農業の後継者としても育てて、地域に移住していただければ、地域課題の解決に大いに役立つ、こう思う訳でございます。どのようにお考えか、お伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。9点目の「地域おこし協力隊の支援要請は」についてでございます。

営農法人をはじめとする農業の担い手不足については、大きな課題であると認識しており、国の新規就農者育成総合対策事業の活用をはじめ、ニューファーマー支援事業による後継者育成や雇用就農支援など、町の独自事業も組み合わせることで人材確保に取り組んでおります。

議員よりご提案をいただきました地域おこし協力隊をはじめとするさまざまな制度に現在の課題を照らし合わせ、地域の一員となり地域農業の担い手となっただけの方を呼び込むことが期待される制度の利活用について引き続き検討してまいります。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう1点お伺いします。ビジョンにない項目としてですね、3点お伺いしました。「外国人労働者」、「田んぼの多面的機能」、「地域おこし協力隊」、これらはいずれもですね、将来の農業を広い視野で捉えた場合、検討に値するものと考えます。農業を支える労働力の確保や耕作放棄地が災害を誘発する可能性、町外から担い手を呼び込む手段など、さまざまな観点から俯瞰すべきことではないでしょうか。特に次期長期計画に併せた改正では是非ともご検討をお願いしたいと思います。ご所見をお伺いします。

○産業振興課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口 徹） お答えいたします。ご質問いただきましたさまざまな観点から俯瞰すべきということですが、国も新規就農者確保に対する対策をですね、進める中で、最近多様な担い手という表現が出てまいってお

ります。今まではですね、大規模農家に対する集約化ということが多く言われてまいりましたが、考え方がまた広くなってきているようにも見受けられるところでございます。そうしたなか、本町といたしましても農業のみならずですね、地域の担い手となっただけの方を呼び込む手法として柔軟な対応をとっていく必要があるというふうに考えるところでございます。議員のご提案いただきました手法も含めてですね、今後、担い手確保のためにですね、研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（米重典子） 一般質問の途中ではありますが、ここで昼休憩といたします。再開を午後1時といたします。

休 憩 1 1 時 4 8 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩前に引き続き7番 藤井照憲議員の一般質問を行います。

次に 地域再生のカギは 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 2問目の質問は、「地域再生のカギは」と題してお伺いします。

若者が集まる大都市でさえ、人口減少対策に本腰を入れ始めております。世羅町も令和3年度を初年度とする「世羅町第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「世羅町人口ビジョン」の実現を目指すこととされております。

近年では、大幅な転入超過が続いているのは東京圏だけとなっております。また、平成26年に発表された「消滅可能性都市」を思い出します。世羅町が外れていたことに胸をなでおろしたところでございますが、その差は数パーセントだったと思います。

この消滅都市の原因は2つございます。ひとつは20歳から39歳の若い女性の減少と大都市圏、特に東京への若者の流出と言われております。

世羅町では、多くの若者が都会にあこがれ、仕事を求めて都会に出て行き、団

塊の世代が75歳以上の後期高齢者層に差し掛かっております。令和4年1月1日現在この表でお示ししましたように、高齢化率は41.9%で県全体の29.6%をはるかに超えております。人口の推移を見ても20年後には1万人程度に減少する予測がされております。想定を超えた高齢化が進んでいるものと考えます。

このことは、令和3年の9月定例会一般質問で「人口減少社会を克服するには」でお聞きしております。その当時のご答弁を振り返り、町の少子化対策を改めて、検証したいと考えております。

この時、若者を呼込む、転出を思い留まらせる取組みに、町長は「若い世代の確保は町の活力維持に欠くことができない重要な課題と認識しており、全力で取組む。」とこのように発言されておられます。人口減少を食い止めようとさまざまな施策を展開されていますが、残念ながら、はかばかしくないように思うのは私だけではないのではないのでしょうか。

令和3年1月末の人口はこの表の上側に世羅町の人口をお示ししておりますように、15,718人、令和5年1月末の人口は15,153人で、この間の2年間を比較すると565人も減少しております。対策を押し進めるには、多くの住民が人口の社会減が起きる仕組みを正しく知ることが大切であるように思います。

そこで、町の取組みの成果を検証する中で、何が課題かお伺いしたいと思います。

初めの質問は、「取組むべき課題」についてお伺いします。

冒頭申し上げました「消滅可能性都市」の原因の一つには、若者の流出がありました。

世羅町の子育てや教育などの環境は、他市町と比較しても、決して、見劣りするものではないと確信しておりますが、大切に育てても、いったん町外に出た若者は帰ってこない現実があります。

若者流出の背景や取組むべき課題について根拠、エビデンスを基に何が課題かをお伺いします。

○町長（奥田正和） 議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 藤井照憲議員の2問目、「地域再生のカギは」のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど議員おっしゃられましたように、世羅町の人口はこれまでも減少傾向でございます。なかなか若い方の世羅町へとどまっていただく策がきちっと機能してないのではないかというようなご意見でございました。この前の報道等でも広島県からの転出がかなりあるということで、全国で一番多い転出であったということで、先般湯崎知事に会うこともございまして、いろいろと首長からの質疑もあったわけですが、そのなかで話されるのに、やはり学校、大学等で、転出される方も多いし、議員おっしゃられますように、都会へ職を求めて行かれている方が多くいらっしゃる。また今回の減少では3割近くが外国人の方が転出が多かったというふうにお聞きしたところであります。これはあくまで予想なんでしょうけれども、賃金の差がですね、かなりあるようなこともあるのではないかと、そういったことも言われておりました。

世羅町でもですね、若い方にどうか残っていただきたいということもありますし、ゆくゆく将来帰って来ていただくというような方法もですね、しっかりやっていく必要があるかと思っております。先ほど昼に出かけてきまして、そこでお会いした方の子どもさんがまだ若いんですけれども、帰ってきたよということで、また町のためになるように頑張るでと言っていたいております。そういった10何年出られとったそうですけれども、やはりそうやってですね、世羅町を思って帰ってきていただいたのはほんとありがたいと思っております。

答弁書に記入してある内容を少し読ませていただきますと、若者流出の主な背景としては、先ほど申し上げました進学時における流出が大部分を占めていると考えております。町内の3中学校からの世羅高校への進学率につきましては、直近5年間において約48%と、約半分程度ということです。町外の高校へ進学された場合でも町内から通学されている方もおられますけれども、高校進学時に一定数の若者が流出しておりまして、また、直近3年間の世羅高校の卒業生が、約22%が就職で、その他が、大学や専門学校等へ進学されている状況になっております。

町といたしましては、進学時における流出を食い止めることはできないというふうにご考慮しておりますけれども、進学時に世羅町から一旦出て行かれまして、就職時、また子育て期、定年後等、さまざまなタイミングにおきまして、Uターンで世羅町に戻ってきていただく施策が重要であると考えております。この

Uターンしていただける取組みが、また I ターンなどへの移住にもつながってくるということであります。世羅の魅力です、しっかり発信するために今後も努力してまいりたいと思います。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 1点お伺いしたいと思います。先月「町村議会広報クリニック」の研修に参加いたしました機会に、「広島県東京事務所」と「ひろしまブランドショップT A U」を訪問して、「東京事務所の役割」や「ひろしまブランドショップT A U」の展示などについて、説明を受けたところでございます。

その中で、東京事務所の役割の中に「市町支援」というのがございます。東京事務所を窓口とした「東京圏の学生との交流会」を開き、世羅町の魅力を伝えることができないものかと考えました。きっと力になってくれるものと思いますので、ご検討いただけるでしょうか。お伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは7番 藤井照憲議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま藤井議員ご提案いただきました学生との交流会でございますが、世羅高生や世羅町農業者、また観光農園や起業されておられる方などさまざまな業態の方との交流が考えられ、流行を察知できることや、世羅町の四季の魅力など生活を感じていただけることなど、世羅町にとりましてもまた東京圏の学生の皆様にとりましても、どちらにもメリットがあるものと考えております。まずは東京事務所や創設者の生家がございます大妻女子大学様とお話をする中で可能かどうかについての協議、また受け入れ側の態勢など、多くの準備が必要となりますので、まずは関係する課、また課題等を共有し、実施に向けて協議できればと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） どこの市町もですね、子育て支援に力を入れております。独自策です、アピールすることで若者の流出を思いとどませようとして

います。町独自の支援のひとつに「若年者遠距離通勤助成事業」、これがございます。年齢適用範囲を「35歳」としてますが、「39歳」まで延長していただければと思います。こうすることによってターゲットを絞った効果的な施策が肝要に思います。若者の定住に投資するチャンスを逃さないことを期待しております。

次に、若者の流出を止める施策はについてお伺いします。

同じように、令和3年12月定例会一般質問で「少子化対策はどのようにすべきか」と題して、少子化対策をお聞きしております。その中で、町内への就職を促進する「就職祝い金」や「親と独立した場合の家賃補助」など、町から出ていかない支援が必要であるとお伺いしたところでございます。

町長は「既に実施している支援策もあるが、より効果的な支援策を検討する。」と答弁されております。親元に帰って、就職しようとした場合の初期投資や、親からの独立を支援することが有効に思うところであります。若者の流出を止める施策をお伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは7番 藤井照憲議員、2点目の質問でございます「若者の流出を止める施策は」についてのご質問にお答えをさせていただきます。

転出抑制を担う事業といたしまして、先ほど議員ご発言いただきました令和3年度からの新規事業でございます「若年者遠距離通勤助成事業」では、令和4年度に入りまして対象者を拡大し、先ほど議員ご指摘ありました35歳まで対象者を拡大したところでございます。令和3年度末は対象者15人でございましたが、対象の要件を見直したことで、30歳から35歳に変えたことによりまして、失礼しました。30歳から35歳に、また通勤距離をですね、30kmから27kmと少し短くさせていただいたことによりまして、令和5年1月末現在で35人の方に支給をさせていただいており、若い世代の転出抑制に一定の効果があるものと考えております。

新たな制度設計につきましては、町に住み続けていただける、転入して来られても住んで良かったと思っただけの継続的な支援が重要であると考えてお

ります。

就労や子育てに対し、貴重な財源をどのような形で効果的に施策に活用するか、これも関係課と関係しますが、連携をし、進めてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いします。独身生活の利点は何でしょうか。独身生活は、「行動や生き方が自由」ではないかと思えます。「友人などとの広い人間関係が保ちやすい」、また「家族を養う責任が無く、気楽」なども独身生活をエンジョイする上で理由に挙げられると思えます。

そこで、「自由な時間」を大切にする支援策で、帰省するきっかけ作りはできないものでしょうか。親からの独立を支援するため、町営住宅や民間住宅の家賃補助を3年間程度行い、独立を支援することだと思えますが、お考えをお伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 7番 藤井照憲議員の自由な時間を大切にする支援策というご質問でございます。

議員のご質問の内容といたしまして、世羅町の親元に帰らず同じ町内でのひとり暮らしに対しましての自立支援補助と受け止めさせていただきました。

まず家賃補助でございますが、町営住宅につきましては、住宅困窮者向けとなっております。世羅町に居住できる家がある方は入居ができないこととなっております。

また町外に5年以上住まわれ、Uターンで地元世羅町の親元に帰り、就職や結婚、子育てしていくなかで独立を考えられ新築をされる方、またはIターンで世羅町で新築される方につきましては、今後、土地情報の提供等からはじまる新たな制度を現在構築していこうと考えているところでございます。令和5年度の早い時期での制度実施を計画をしております。引き続き人口減少への歯止めとなる施策の実施に努めてまいります。

○7番（藤井照憲） はい、議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問にまいります。消滅可能性都市の原因の2つ目は、20歳から39歳の若い女性の減少と言われております。

このことについて、令和3年、2021年に国立社会保障・人口問題研究所の「第16回出生動向基本調査」から結婚と出産に関する全国調査を基に人口減少問題を考えてみたいと思います。

この調査は、令和3年国民生活基礎調査で設定された調査区から無作為に選ばれた全国1,000調査区に居住する18歳以上55歳未満の独身者と、妻の年齢が55歳未満の夫婦を調査対象に、令和3年6月に調査を行い、独身者調査では14,011票のうち7,826票を有効回収、夫婦調査では9,401票のうち6,834票を有効回収しています。調査は5年毎に行われ、前回調査は2015年、平成27年であります。

この調査の結婚・出産の意識傾向から少子化対策の具体策を探ってみたいと考えております。

まず初めに、この表にお示ししておりますように、「いずれ結婚するつもり」と考える未婚者は、男女とも80%を示しております。

またこちらの表でございますが、女性のライフコースの理想像は男女ともに「仕事と子育ての両立」が最多となっております。

また、結婚相手の条件では、女性は男性の家事・育児の能力や姿勢を重視する割合が大きく上昇していることが伺われます。

今回の調査で、男性・女性の役割について、行動、意識ともに大きく変化し、男女のあり方における違いが縮小に向かったことが挙げられます。

また、働き方については、結婚、出産後も仕事を中断しない女性が増え、日常的に家事を行う夫も増えております。仕事と子育てを両立させる生き方を理想とする割合が最多となっております。

これからの少子化対策では、結婚後も仕事を続けられる環境整備が必要であり、仕事をしながらの子育てが行える支援策が求められていると思います。

夫婦共働き世帯の育休の取得状況はどうなのか。若者の意識の変化をどのように捉え、町は支援を行うのか、お考えをお伺いします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは藤井議員ご質問の（３）（ア）「仕事をしながらの子育てが行える支援策は」についてお答えをいたします。仕事をしながらの子育てが行える支援策はのまずは夫婦共働き世帯の育休の取得状況についてでございます。保育所・認定こども園へ入所中での育休取得状況につきましては、19世帯となっております。これは全体が327世帯のうちの19世帯でございます、5.8%の状況となっております。

また、「若者の意識の変化をどのように捉え、町は支援を行うのか」についてでございますが、第16回出生動向基本調査結果から、まず独身者につきましては、ご自身の仕事に関してはキャリアアップやご自身の生活を重要視され、結婚や出産・子育てにつきましては具体的で明確なイメージを描くまではいかない状況であると捉えております。

若い既婚者につきましては、職場や仕事で知り合う結婚が減少する一方、アプリ等で知り合って結婚されるご夫婦が13%程度の状況や、出生数が更に減少の傾向があります。その理由としましては「子育てや教育にはお金がかかる」という認識や、晩婚化も影響しているものと捉えております。また18歳から25歳までのいわゆるZ世代と言われる方に民間が500人の調査を行った結果をみますと、「子育てには自信がない」、また「自由がなくなる」というような結果も一方では出ている状況があります。

「仕事と子育てを両立させる生き方」を理想とする男女が最多という結果を踏まえまして、就労支援のための施設である保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおきまして、保護者の多様なニーズに対応した子育てサービスの提供や、家庭に代わる生活の拠点としまして、安全安心で多様な体験や活動を行うことができるよう引き続き取組んでまいります。

また、結婚後も仕事を続け子育てをする夢を描くには、各職場において休暇などの制度の普及に加え、家庭内の協力、地域、社会全体で支えていく意識も必要であると考え、中学生に対して現在行っております「性の健康教育講演会」や、「世羅町で、楽しい子育てを考える会」実行委員会主催の世羅高校生と広島大学生との交流事業などを通じまして、早期から結婚や子育てに夢を持てる働きかけも継続してまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 1点お伺いします。先ほどありました広大生達との交流事業に、新たな視点を提案したいと思います。男女とも、「仕事への理解と協力」や、「家事・育児の能力や姿勢」を結婚相手に求めています。「仕事と子育ての両立」と「就労の継続」ができる保育環境の充実を加えることで、結婚したら、世羅で子育てをしたいという思いを抱いていただける工夫が必要になると思います。お考えを伺いします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 議員ご質問の内容としまして、仕事と子育てを両立させるためには保育環境の充実も必要ではないかというふうに受け止めさせていただきました。

現在世羅町内においては認定こども園、保育所、6施設において就労支援のための施設がございます。この6施設において具体的に3歳未満児の児童をお預かりする場合に、公立保育所は1歳以上の児童を受入れておりまして、定員としては現在42名の定員でございます。認定こども園は3か月からお預りできることとなっております、定員が120名となっております。一方では一部保育士の不足の状況もございまして、定員まですべて充足できていないところも現実にはございます。国が令和4年4月から段階的に施行しております育児介護休業法においては、男女ともに仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度の創設もされております。世羅町におきましても在宅で子育てをされるご家庭向けに令和5年度から在宅子育てサポート事業を拡充をしたいと考えております。産後や育児休業中に在宅で親子の愛着を形成をしていただくこともたいへん重要と考えておりまして、国や県の動向やさまざまな情報を収集しながら、しっかりとサポートしていきたいと考えております。世羅町で子育てをしたいと思っていただくために関係課や各施設とも協議を行いまして、仕事と子育ての両立の希望を世羅町で叶えていただくために、さまざまな子育て支援策を考えてまいりたいと思います。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次に質問します。次に、夫婦調査では、コロナ禍で職場や友人を介した結婚が減り、SNSやマッチングアプリを利用して知り合った夫婦が13.6%と1割を超えております。

また、子どもを持つ理由として、「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」は前回同様最多で、子どもを持たない理由の最多は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」が上げられています。

一方で、「欲しいけれどできないから」といった理由も多く、この図でお示するように、不妊を心配した夫婦は前回調査の35.0%から39.2%と4ポイント余り増加しており、4組に1組は治療を受けていたという事実があります。

そこで、不妊治療への公的助成が始まっておりますが、国や県に準じた内容に町独自の支援を加えてはどうかと考えます。合計特殊出生率を少しでも上げる施策が大事に思う次第でございますが、お考えをお伺いします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは、(イ)「不妊治療への更なる公的助成は」についてお答えをいたします。

世羅町では、平成25年度より町独自事業として不妊治療助成事業を実施しております。治療をされているご夫婦に対して、その経済的負担の軽減のために、町独自に助成を行ってまいりました。また、広島県においても同様の助成が実施されてまいりました。

令和4年度より、これまで保険適用ではなかった特定不妊治療が保険適用となりまして、治療にかかる自己負担額が軽減されるものと全国的にはみられていました。

しかしながら、先進医療技術と保険診療の併用は、国が定めた施設基準を満たす医療機関に限定をされている状況がありまして、患者の2割程度の方は、本来保険適用となる基本治療も含めて全額自己負担をせざるを得ない現状があります。

県は独自に全額自己負担となった方への助成メニューを追加して助成をするため、令和5年度当初予算へ計上されておられます。本町といたしましても、現

状を踏まえ、県と同様に全額負担となった方へ助成するため、令和5年度当初予算に計上しているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。残り1分です。

○7番（藤井照憲） 一方です、この人口急減社会を回避するには、晩婚・晩産化傾向を断ち切ることが言われていると思います。

「子どもが欲しいができない」ご夫婦をできるだけ救うことも、強く求められており、不妊治療への公的助成によって、「自分の子どもや家族を持てる」希望を叶えていただきたいと思います。

この表にありますように、40歳以上の第1子出産というのがこういう大きな比重を占めております。

施策の周知と理解をしっかりと広報していただいて、子どもを育てる楽しみの希望を叶えていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 議員おっしゃいますとおり、人口急減社会を回避するためには、晩婚化傾向を断ち切るために子どもを望まれるご夫婦をできるだけ救うことが大切であると考えます。不妊治療の公的な助成につきまして、周知を行う際にさまざまなお悩みを持たれるご夫婦に対して気軽に相談が行える環境づくりとか、信頼関係に取組みまして、わかりやすい内容でお伝えをしたいと考えます。

○議長（米重典子） 以上で 7番 藤井照憲議員の一般質問を終わります。

町のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進は。3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） はい。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 議長より発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

まず2日間に亘りまして激論されてまいりました一般質問でございますが、

とうとう最後になってしまいました。私も同僚議員と同じように激論を交わしてまいりたいので、お疲れでしょうが、気を引き締めてまいりましょう。

質問に移らせていただきます。まず1項目目、町のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進はでございます。

質問の要旨、新型コロナウイルス感染症が蔓延したここ数年間において、地域・組織間の集会や説明会などを対面で行うことが難しい状況下で、さまざまな課題が浮き彫りになったことから、横断的にデータを最大限活用できるデジタル化が急がれるところでございます。

政府の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」では、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な価値観を実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を～」が示されました。

2026年に、スマートフォンを使いこなすことができる、60歳以上の割合を46%から70%に引き上げるという数値目標も発表されているようでございます。

町の新規事業でございますスマホ教室開催事業では、ソフトバンクなどによる「スマホセミナー/相談会」をはじめ、各自治センターや社会福祉協議会のご協力、そして世羅高校生徒の方にも「かんたん！スマホ相談会」など開催していただき、大変好評であったと聞いております。

余談ではございますが、スマホ教室で習った人の中にはですね、ラインを使い、スタンプなど駆使して会話を楽しんでいらっしやったり、自治センターなどと連絡を取り合っておられたりする方もおられるそうでございます。私はですね、ラインスタンプを全然使えないので、世羅高の生徒さんに教えていただきたく思っております。余談でございます。

そこで、町のDXで（デジタルトランスフォーメーション）推進についてお伺いたします。

1番といたしまして、光ファイバ網も整備され、どんどんデジタル化が進む我が町で、世羅町DX推進計画の具体的な取組みと、町民にはどのような恩恵が期待できるのかお伺いたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 3番 上本 剛議員の町のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進のご質問にお答えさせていただきます。

上本議員同様に私もなかなか使いこなすことができないスマホでございますけれども、だんだんと勉強するしかないかなと思ってます。スタンプはできるだけ無料のものを活用してございまして、期限が切れるとあっという間になくなってしまいますので、いつも頼んで家族で共有しているようなものでございます。是非使いこなしていただければ心がほのぼのとしますので、よろしくお願い致します。

1点目の町のDX推進計画の取組みと、町民への恩恵、どのような期待ができるのかでございます。

昨年10月に策定いたしました「世羅町DX推進計画」は、令和7年度末までを計画期間といたしまして、町のデジタル化推進の方向性と、重点的な施策を取りまとめておりまして、主な取組み事項としまして12項目を掲げております。

このうち、町民の皆様への直接的な利便性向上の取組みにつきましては、マイナンバーカードの持つ機能を用いた行政手続のオンライン化、情報技術の利活用の差によって生じる「デジタルデバイド」解消のための対策の実施、町税や窓口での手数料支払いの際へのキャッシュレス決済の導入、公式LINEや町ホームページにおける情報発信の充実、計4点を挙げております。

この中で、デジタルデバイド解消の取組みといたしましては、株式会社NTTドコモとの協働によりますスマホ教室を開催するとともに、世羅高校の生徒を主体とし、ソフトバンク株式会社との協働で企画運営いただきました、スマホ相談会を昨年11月と2月に実施したところでございます。令和5年度におきましても、こうした取組みを継続して開催してまいりたいと考えております。

また、キャッシュレス決済につきましては、令和5年1月から、窓口で取得される各種証明に要する手数料の納付の際、決済サービスのひとつでございまして「PayPay」の利用を可能とするなど、利便性向上の一助となっているものと考えております。

情報発信の充実につきましては、公式LINEを通じまして、新型コロナウイルスに関する情報のほか、イベントの告知、特殊詐欺や消費生活情報などの発信などに努めているところでございます。

なお、行政手続のオンライン化につきましては、国の推進対象であります子育て・介護等26の手続について、オンラインでの手続きが可能となるよう、システム改修等に取り組んでいるところでございます。今後、手続きが可能となったものから、申請受付ができるよう準備を進めてまいります。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） それでは次の2点目にまいります。テレワークの推進により「育児や介護等時間制約を抱える職員を始め、職員一人ひとりの多様な働き方の実現、業務の質や町民サービスの向上につなげる」とありますが、具体的な取組みについて実現可能か伺います。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 2点目の「テレワークの推進」についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、テレワークなどを推進することが呼びかけられました。「時間や場所の制約にとらわれないことで、子育てや介護の両立の手段として、また長時間労働の抑制や休暇取得の推進に合わせて「働き方改革」に繋がることや、またオンラインでの業務により、資料の電子化などICT化することで業務の効率化やサービス向上にも繋がるものとして勧められているところでございます。

地方公共団体では、現場対応といったテレワークになじまない業務や、個人情報やマイナンバーなど情報セキュリティの関係で、オンラインでの取扱いができない業務も多数ございます。ひとりの職員が複数業務を担うことの多い小規模の自治体では、テレワークを実施しづらい面がございます。本町におきましてもなかなか思うように導入が進められず、まだスタート地点にいる状況でございます。同様の自治体が多いのが現状でございます。

こういった中で、どのように進めていくべきか大変悩ましい点はございます

けれども、今後の取組みといたしましては、テレワークには、「在宅勤務」以外にも「モバイルワーク」や「サテライトオフィス勤務」なども含まれております。他市町の状況なども参考にさせていただき、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を検討してまいりたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） テレワーク実施に向けてはですね、体制整備令和5年度から始まるようでございます。それでいろんな壁が今、話を聞いたところでは、いろいろな壁があってなかなかむずかしいということなんです、だんだんとですね、働き方改革、町がですね、先陣を切ってやっていただかないと、ほかの一般の企業さん達もですね、なかなか進めていかれないのではないかと私は思うので、どんどん5年度からどんどんそういった整備を進めていっていただけたらなと思っております。

それでは3番にまいります。災害等の緊急時においては、即座に情報を発信できるデジタル媒体による、情報発信を強化すべきと考えますが、町の施策を伺います。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 3点目の「災害等の緊急時においては、デジタル媒体による情報発信を強化すべき」とのご質問にお答えをいたします。

災害時などの情報発信ツールとしては、緊急速報メール、テレビのデータ放送やインターネットサイトによります配信などのデジタル媒体がありますが、これらを個別に操作しては緊急時における情報発信は有効に機能いたしません。

このため、本町では各システムを連携させた広島県防災情報システムを活用して、一度の入力作業で複数のデジタル媒体から即座の情報発信が可能な体制を構築し、速やかに情報発信をしております。

その他に、世羅町LINE公式アカウントからの避難情報などの発信を行うなど、町独自にデジタル媒体を活用した情報発信体制を整備しております。

非常時における緊急情報は、防災行政無線による耳からの情報に加えて、デジ

タル媒体を含めた複数の情報発信体制を有効に活用し、町民の皆様へ迅速かつ複層的に伝達をしてまいります。

また、デジタル技術は日進月歩でございます。今後も発展するデジタル技術を取入れながら防災体制の整備に努め、適切な情報を素早く町民の皆様へ発信していきたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 災害時の緊急情報につきましてはデジタルでぱっと一発で皆さんの手元にあるスマホ等にですね、連絡がいくと。これが一番早い方法で、そのうちのデジタルでできる一番早い方法。それでテレビとかいろいろなことをおっしゃってます。今まであったアナログの形と言いましょか、自助共助公助、この形、自主防災組織等ですね、アナログ的な連絡方法、災害時ですので、いろんな、いろんなですね、ことを使ってですね、そういうふうに使っていただきたいと思っております。そこで大切になってくるのがデジタルの使えない方、デジタルが使えない方にどれだけ早く情報発信できるかということだと思んですが、そこで次の質問に移っていくんですけども、デジタルデバインド、使える人と使えない人の差をなくすための問題がございます。

そこで4番目に移ります。デジタルデバインド対策は、新規事業のスマホ教室開催事業で対応されていると私は考えております。そこでですね、59万円という予算がついておったんですが、その使い道についてお伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは3番 上本議員の4点目のご質問でございます。「デジタルデバインド対策」のご質問についてお答えをいたします。

当初予算の編成の段階におきまして、国のデジタルデバインド対策の交付金事業の採択を受けた場合、当該交付金を活用し、講師等来ていただくための費用として計画をしておりました。

事業申請を行いました結果、残念ながら不採択となったことから、開催いたします形式につきまして全面的に見直しを行いますとともに、改めましてソフトバンク株式会社、世羅高校、株式会社NTTドコモとも協議を重ねた結果ですね、

「スマホ相談会」や「スマホ教室」が開催できたものでございます。

相談会等に際しましては、関係各位のご尽力によりまして、講師料等の経費を要することなく開催できたことから、補正予算の際、これは12月でございますが、減額をさせていただいているところでございます。このスマホ教室、スマホ相談会につきましては、冒頭上本議員も質問の要旨で申し述べていただきましたが、大変好評でございまして、特に世羅高生が先生となって教えていただけるものについては、大変人気がございました。こちらにつきましても、先ほどご答弁いたしました。令和5年度においても引き続き実施をし、このデジタルデバイス対策の一助となるものと期待をしているところでございます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 先ほどの答弁です。講師を招へいする計画とございましたが、具体的には何を予定でしたか。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） これにつきましてはですね、この交付金の活用においてその講師に対して先ほども答弁しましたが、お支払をする予定としておりました。これもスマホ教室、スマホ相談会等の講師でございました。先ほど申し上げましたが、残念ながら交付金が活用できなかったということ。また関係企業様、また世羅高校等のご尽力によりまして経費を要することなくできたことについては大変喜んでいただいております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 結果的に不採択ということでしたが、私はですね、結果的に不採択になって良かったのではないかと考えております。なぜならですね、官民学が一体となってですね、素晴らしいことができたからですね。携帯電話会社や各自治センターの方々、社会福祉協議会の皆さんとかですね、協力のおかげでですね、素晴らしいものができたんじゃないかと。何よりですね、世羅高校の生徒さんとはですね、交流をしながら教えていただけたと。高齢の方というか、情報弱者と言いましょうか、その方々がですね、高校生とですね、

交流をしながら教えていただきました。この交流というところが大変素晴らしいこととございまして、この間もですね、私、広島のほうで講習を受けに行ったんですが、交流ということが大切なんだということを言われておりました。大学の先生がですね。生徒と交流するとですね、その生徒さんがですね、帰って来なくなるそうなんですよ、地域に。ですからこういう交流はですね、素晴らしいことだと思っております。どんどん続けてほしいんですね。何よりですね、何より素晴らしいのはですね、予算が0円、この辺はすばらしすぎます。大変ありがたいことでどんどんどんどんまだまだこういうことはやっていってほしいと思っております。

そこでですね、次にまいります、5番、スマホ教室の実施については、令和7年度までではなく長期に亘って開催していただきたいが、教えてくれる先生の確保が問題であります。具体的な施策を伺います。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは（5）スマホ教室等の開催のあり方、人材の確保の問題等、具体的な施策ということでご質問いただきました。

まず初めにですね、スマホ教室の件につきましては、議員ご指摘のいただきましたように、世羅高校生の皆さんとソフトバンク社の方がそれぞれ協働でですね、スマホ相談会の計画をいただきました。中身といたしましてはですね、世羅高校の生徒さんがそれぞれがグループになって提案をされてですね、どういった形で住民の方に伝えればいいのか、それを自らが考えてポスター的なものもですね、全部、生徒さんが考えていただいて出来上がったこととございます。議員先ほどご指摘いただきましたようにですね、大変、成果のあるものであったと思えますし、令和5年度からもこれは世羅高校のほうで、引き続き続けていきたいというお話しもいただいておりますので、町としてもしっかりと協力をさせていただければと思います。

それでは5点目のスマホ教室の開催のあり方についてお答えをさせていただきます。議員ご指摘いただきましたように、教える側の人材確保というもの、これが最も課題であると認識をしております。

スマホ相談会の開催につきましては、世羅高校にも今後も継続して開催をし

ていただけるよう働きかけを行っており、次年度も生徒さん主体での取組みを継続していただけることとなっております。

また、教室型の講座につきましては、携帯キャリアとの調整を行っているところでございますが、次年度以降も継続開催をする方向で準備を進めているところでございます。

内容を見直し、また今年度の課題等もしっかりと掘り起し、参加された方々のスキルアップにつながる取組みに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） スマホ教室で習った生徒さんがですね、逆に先生になってですね、教えてくださったりするのではないかなと私は考えておるんです。そこでですね、今から私、何が言いたいかと言うと、一番言いたいことを言うんですが、スマホ教室で習った生徒さんが先生となって、まだ習ってない方に教えていただけると。それで自治センターなどでスマホ教室を開催していただいて、どんどんどんどん輪を広げて行ってほしい。その輪を広げていただきたいと思います。そこで先ほども言っていましたように、先ほどは0円でしたが、今度はですね、そこにですね、予算をどんどんつぎ込んでですね、その輪をものすごく広いものにして、誰も世羅町民はですね、全員スマホは使えるんだというくらいのことにして行ってほしいんです。そこで自治センターなどでやるスマホ教室の開催についてですね、予算を使っただけでないかという質問でございます。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。ただいま議員、ご提案いただきました件についてはたいへんすばらしいことで、これが広がればですね、議員ご指摘いただきましたように世羅町の若い方も含めて高齢者の方のつながりというものも生まれますし、高齢者の方が自分の自らの地域でその高齢者に、また別の高齢者に新たな情報を伝えていく。これがまさにデジタルデバイドの解消につながっていくものではないかというふうに考えております。少し問題

もありまして、一度で覚えていただければそれでよろしいんですが、やはり何回かはそういった専門的なこと、たとえばメールであったり、ラインであったり、写真の送り方であったり、それぞれ勉強されたい内容というものが異なってくるというふうに考えております。そういったこともですね、やはり課題を持ってこのスマホ教室、スマホ相談会等に来ていただいて、そこからまた帰ってその地域で広めていただけるというようなこと。これはどれくらいの予算がかかるかというのは想定できませんが、そういった取組みを自治センターのほうへ投げかけてですね、実施につなげていけるものであればですね、そういったこともしっかりとこのデジタルデバイド解消に向けての取組みのひとつとして実施をしてまいりたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） たいへんうれしく思います。是非ともよろしく。

次にまいります。6番、前述したように、ソフトバンク等による「スマホセミナー相談会」をはじめ、各自治センターや社会福祉協議会のご協力、そして世羅高校生徒の方にも「かんたん！スマホ相談会」など開催していただき、「情報弱者」とされる方がどんどん減っていくことをうれしく思います。スマートフォンに慣れれば慣れるほど心配になってくるのが個人情報保護や詐欺被害にかかわることです。セキュリティ強化への取組みが必要だと思っております。具体的な施策を伺います。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをいたします。議員ご指摘いただきましたように、このスマートフォン、端末にですね、慣れれば慣れるほど、そういった情報というものがさまざまなところから入ってくるものと考えられるところでございます。

これまで開催した「スマホ教室」・「スマホ相談会」の際にはですね、世羅警察署の方々と共に連携をさせていただきまして、広島県警察本部が作成をいたしました、特殊詐欺情報等を発信する「おともポリス」というアプリを参加者へ紹介をさせていただきますとともに、希望者へのインストール補助を行う機会の

提供を行っております。

こうした啓発活動のほかに、先ほども答弁ありましたが、自主放送や公式LINE、町のホームページなどを通じて、個人情報保護や詐欺被害の防止、これらにつながる情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） セキュリティ強化についてはですね、あまりお考えがないのかなと思っております。なんか、警察まかせという感じなので、ちょっと残念に思います。最近大きな事件になっているようにですね、詐欺の問題ですね、大きな事件があります。世羅町でですね、起きないように、町としてもですね、町民を守ることを考えてほしいと願ってですね、この項の質問を終わります。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。セキュリティ強化の取組みに対してですね、警察まかせということではございません。そうしたなかでたとえばメール等のやりとり等の状態、そういったことの相談会等でもやはりこういったメールは詐欺ですよと。たとえばATMを使ってお金を振込むようなことは詐欺ですよと。そういったところは基本的なところではございますが、やはり先ほど議員からご指摘がありましたように、こういった端末を使いこなせる高齢者の方が増えてまいりますとそういったことも危惧されてまいります。やはり今後の相談会等に対しましてもですね、しっかりとそうしたセキュリティ対策等にも努めてまいりたいと思います。

○議長（米重典子） 保育の今後は 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 保育の今後は。質問の要旨でございます。子ども・子育て支援事業計画の基本理念では、「少子化の急速な進行、家庭形態や子育てをする男女の就労形態の変化、地域のつながりの希薄化、情報化の進展など、子

育てや子どもを取り巻く社会の環境は大きく変化しています。」と書かれてあります。

「認定こども園・保育所入園・入所のしおり」はですね、平成27年に内容が改訂されたそうですが、入所したい子どもがいる家庭では、改訂されたことを知らず改訂前に子育てを経験した先輩家庭からの教えを受け、入所に踏み切れないで悩んでおられる方が多くおられます。

ここ数年間、出生数の少ない我が町では、子育て支援課の方々が子育て世代の一人ひとりに寄り添った、もっときめ細かいわかりやすい説明が必要と考えます。

そこで、地域の方々から保育に関する様々な相談をいただく中で質問させていただきます。

(1) 今年度出生した子どもは、60名を下回ると考えられますが、少子化をどのようにお考えか。出生率UPの取組みが必要と思うが具体的な施策を伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 上本 剛議員の2問目でございます「保育の今後」についてのご質問にお答えさせていただきます。私のほうから1点目でございます少子化をどういうふうに考えているのか、出生率UPの具体的な施策でございます。

少子化につきましてはこの世羅町だけでなく、現代の日本社会全体の課題であると認識しております。結婚や子どもを持つことに対する価値観の多様化に加え、新型コロナウイルスのまん延や物価の高騰等も原因のひとつとも考えられます。未婚者は、個人の生活や価値観を大切に考える考え方が増加傾向になる中、世羅町で結婚・子育てに夢を描く若い世代をどれだけ育成できるかが大きな課題であると捉えております。

現在子育て支援課において行っている事業は、子育て世代包括支援センター「だっこ」を中心に、妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない寄り添った支援をとおして、子育て世帯の皆様が安心して世羅町で子どもを産み、育てる環境を整えているところでございます。

また、子育て世帯への経済的負担の軽減として、保育料の半額支援、家賃補助、おむつ購入費の助成、出産祝金の給付等を町独自で行ってまいりました。今年度より、出産・子育て応援交付金の支給も開始するなかで、国からの経済的支援が拡充されております。

さらに、第1子を育てる母親を対象に、「親子の絆づくりプログラム」として、ベビープログラムを年2回開催しております。これは、母親同士のピアサポートとして、子育ての悩みや不安を共有し、参加者の間で解消していくという母親同士の仲間づくりの機会にもなっており、好評をいただいております。今年度より、第2子以降の母親同士の交流となるプログラムも開始をしており、つながりの場を提供するとともに、子育ての楽しさや幸福感の醸成により2人目・3人目への希望につながればと考えております。

また、次代を担う中学生に対し、助産師による「性の健康教育講演会」を行い、命の大切さや子どもを授かる親の気持ちについて学習する機会を提供することで、児童それぞれの将来への展望につながるものと考えております。

国立社会保障・人口問題研究所が調査を行いました「第16回出生動向基本調査」におきまして、子どもとのふれあい経験が多い未婚者は結婚意欲が高い傾向にあると報告をされております。

世羅町では、現在の支援の継続と充実に努め、安心、安定した子育て環境を整備し、子どもが家庭の中で健やかに成長することを目指します。これらの支援を続けることで、ひいては、子どもが社会に出た際に、家族を持つことや子育てに肯定的で前向きな価値観を持つことにつながるものと考えておるところでございます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） それでは次にまいります

2番、保育環境づくりでは保育士の確保・人材育成が必要と書かれております。保育士不足の状況はどのようになっているのか対策とともに伺います。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは議員ご質問の（2）保育士不足の現状

はどのようにになっているのか対策とともに伺うについてお答えいたします。

公立保育所・私立認定こども園共に保育士の人員不足となっておる状況がございます。保育士不足により職員の配置が難しく、公立保育所におきましては、一部混合保育を行う状況もございます。私立認定こども園におきましては、地域子育て拠点事業・一時預かり事業などが実施できていない施設もございます。

対策といたしまして、町のホームページやハローワーク、人づて等により募集を行っておりますが、必要とする人員の確保には至っていないのが現状でございます。

引き続き保育士募集を行いまして、ゆとりがある保育運営ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） ホームページ、ハローワーク、人づてで募集をされていると言われましたが、そのホームページ、ハローワーク、人づてで募集ですね、令和4年度何人の応募があつてですね、何人採用されたのか伺います。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） ホームページにおいて募集を行った結果、何人の応募があり、採用をしたかという質問にお答えをします。私立認定こども園につきましては3施設ございますが、具体的に、申し訳ありません、今、資料を持ち合わせておりません。公立保育所につきましては2施設におきまして会計年度任用職員につきましては3名採用をしておるところでございます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） それはホームページかなんかで？どのような募集ですか。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 公立保育所において3名採用しましたのは人づてで決まったものでございます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 人づてでも3名集まっていたいただければありがたいですね。先ほどの答弁です、一部混合保育を行う状況や、一時預かりの事業などの実施ができなくなっているという問題が出てきているとおっしゃいましたが、それは大変な問題で、やらなければならないことができなくなっているということなんで、大変です。なのにですね、引き続き同じような人任せと言いますか、ハローワーク任せ、人づてというような募集でいいのか。ちょっと良くないんじゃないかと、私は思います。そこでですね、12月にも私、一般質問でもさしていただいておりますが、地域おこし協力隊、先ほど同僚議員もおっしゃってましたけども、地域おこし協力隊をですね、ミッション型で募集する。保育士を前提として募集するというお考えはないのか、お伺いします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 地域おこし協力隊をミッション型で募集ということおっしゃいました。ご提案いただきました。現在具体的にそのように地域おこし協力隊としてというところまでは至っておりません。子育て支援課で過去も考えてまいりました策としまして応募いただいて実際に決まったときには、たとえば雇用条件をですね、変えて募集をかけるとか、決まったときには、さらに条件、条件と言いますか、補助的なことも考えてみるなど、いろいろなところを今、課内で協議をしているところでございます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 是非ですね、地域おこし協力隊の募集を早急にかけていただいて、インターネット開いてみますとですね、地域おこし協力隊の保育士の募集というのはいろんなところがやられております。そこに負けないようにですね、世羅町のほうでもしっかりと募集をかけていただけたらなと。地域おこし協力隊は12月に私、言いましたが、至る所で必要になってくると思いますので、至る所で募集をかけていただければと思います。よろしく願います。

3番にまいります。限られた人材・財源の中で、多様化する保育ニーズに対応するには大変ご苦労されると思いますが、人口を増やすためには、転入人口を増やし、転出人口を減らすことが重要と考えます。そこで、保育で他地域との差別化を図るような町独自の施策をどう講じていくお考えがあるのか。たとえば、保育を希望される方に対し町民であれば全員入所できるようにするような考えはないのか、お伺いします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それでは（3）保育で他地域との差別化を図るような町独自の施策をどう講じていく考えであるのかについてお答えいたします。

現在、世羅町独自の施策としまして、公立保育所・私立認定こども園等へ入所・入園されておられる0歳から3歳児までの保育料につきまして、保育料基準額の半額を支援しているところでございます。また、公立保育所におきましては、平成30年度に、広島県から「ひろしま自然保育認証制度の認証」を受けておりまして、自然体験活動を計画的・継続的に保育に取入れております。議員より提案がございました「保育を希望される方に対し町民であれば全員入所できるようにする。」につきましては、保育所・認定こども園に、希望する人が全員、入所・入園することを考えますと、一方では保育士不足の課題・財政的な課題などを整理していく必要があると考えております。

国が定めております基準や軽減制度もありまして、現在のところ町として更なる独自の対策はございませんが、近隣市町の施策の動向把握を行うとともに、人員確保とともに保育の質の向上に努めてまいりたいと考えます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 私が全員入所させていただければいいんじゃないかなと言ったところにはですね、入園・入所のしおりというものがあまして、これを見させていただいたらですね、ちょっとよくわからないんですよ。それでどのような人が入れて、どのような人が入れないのかよく読んでもわからないので、子育て支援課のほうに行かせていただいて話をさせていただきました。そうすると

ですね、ようやくわかってくるようになりました。しかしまだ100%よくわかりません。それで全員が入れますと、そのようなことも考えずに入れるということなので、是非、全員が入れる形にしてほしい。そしたら望んでいる方ってというのは何かしら保育所とか、幼稚園に入れたいと思っている方ですので、何かあるので、望んでいる方全員入れればなと思います。そこでですね、これまで話しを聞いていたらですね、保育士不足が最大の問題のように聞こえてまいります。是非ですね、保育士の確保を全力で町で取り組んでいただいでですね、希望者全員が入所することができるよう望んで私の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 今回議員についてはデジタルの関係と人材、そして保育といった子育て環境の整備についてご質問いただいたわけでございます。

保育についてはすべての児童をですね、待機がないように進めていきたいとは思っています。ただ保育に欠けるという案件がこれまではあっていたということで、なかなか条件等が厳しかったところもありますけれども、現状では預けていただけるところを確保するためには保育士がいるんだということがあります。これはやはり待遇を良くしていくというのもですね、結構国でも叫ばれております。これは介護施設においてもそうでございます。そういった世羅町の職員で採用すればですね、ある程度の待遇はありますけれども、会計年度の方をお願いしている状況が結構でございます。そういった方々の待遇についてもすべていろんな面ですね、考えていく必要があるかと思えます。これは保育士に限らずだと思えます。ただ、本来は正職で賄うべき場所になろうかと思えますので、そういったところをどう人事配置していくかというのは、また今後職員数、動向見まして、いろいろと現状も来年度からどうしようか悩んでおりますけれども、いろいろと配置についてはですね、頑張っていけるようにしたいと思っています。

それと先ほどお答えができなかったのが、付け足して世羅高校の話しをさせていただければと思うんですけれども。世羅高生が町へですね、授業の一貫でやってくれたということがうれしいということ。これは全国でもない。ただ地域へ出かけるというところになるとですね、やはりマンツーマンでやることでありますので、今回はですね、全生徒が取組んでというわけではありませんでした。

ただ生徒から生徒へコミュニケーション能力をしっかりと高める上ですね、意思疎通を次年度の生徒に授けるということで今回卒業したメンバーからはですね、そういうふうに関連作業ができているというふうにお聞きしています。そういったところをしっかりと学校で取組んでいただけるというところを応援していきたいと思いますし、なおかつ今回携わってくれた生徒の中にはですね、実はいろいろ資格をとって、こういった高齢者に対する福祉の面も含めて世羅町でというか、今度帰って来ますというふうな宣言をして卒業をしてくれた子もいます。ほんとううれしい気持ちでいっぱいでございます。そういう生徒を増やしていただくということがですね、世羅高にとっても良いことかなと思ってますし、この間卒業式に行ったらちらしが置いてありまして、校長室に。それをみるとちらしは生徒が作っているそうですが、今後ケーブルテレビへ世羅高生が出て、町をしっかりと案内したり、ニュースを作ったりというようなことも考えているということで、すごいわくわくするような案件がですね、高校生から発信していこうとしていただけてます。そういったところはしっかりと応援できればと思います。

○議長（米重典子） 以上で 3番 上本 剛議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これで「散会」します。

次回の本会議は、3月20日 午前9時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

散 会 1 4 時 2 1 分